

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|---|-------------|----------------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成24年3月12日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 延 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 会 | 3月12日 午前10時00分 | | |
| | 延 会 | 3月12日 午後2時10分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 石 川 清 友 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 内 間 利 三 | 10 | 玉 城 克 義 |
| | 4 | 久 田 浩 也 | 11 | 東恩納 寛 政 |
| | 5 | 與那嶺 篤 哉 | | |
| | 6 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 7 | 山 内 聰 | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 7 | 山 内 聰 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の | 事 務 局 長 | 上 間 悟 | 書 記 | 島 袋 美 咲 |
| | 局 長 補 佐 | 小那覇 安 啓 | | |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 住 民 課 長 | 与那嶺 敏 秋 |
| | 副 村 長 | 大 嶺 英 恭 | 福 祉 保 健 課 長 | 島 袋 輝 也 |
| | 総 務 課 長 | 山 城 徳 男 | | |
| | 教 育 長 | 謝 花 弘 | | |
| | 学 校 教 育 課 長 | 島 袋 隆 則 | | |
| | 社 会 教 育 課 長 | 上 間 恒 章 | | |
| | 建 設 課 長 | 金 城 正 明 | | |
| 経 済 課 長 | 小那覇 安 隆 | | | |

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成24年3月12日（月曜日）

1. 開会 午前10時

2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|--|--------|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 2 | | 会期の決定 | |
| 3 | | 議長諸般の報告 | |
| 4 | | 村長の行政報告 | |
| 5 | | 村長の施政方針 | |
| 6 | 議案第6号 | 今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例 | 説 明 |
| 7 | 議案第7号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 8 | 議案第8号 | 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 9 | 議案第9号 | 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 10 | 議案第10号 | 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 11 | 議案第11号 | 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 12 | 議案第12号 | 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 13 | 議案第13号 | 今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 14 | 議案第14号 | 今帰仁村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 説 明 |
| 15 | 議案第15号 | 村道路線の認定について | 説 明 |
| 16 | 議案第16号 | 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について | 説 明 |
| 17 | 議案第17号 | あらたに生じた土地の確認について | 説 明 |
| 18 | 議案第18号 | 字の区域変更について | 説 明 |
| 19 | 議案第19号 | 新たに生じた土地の確認について | 説 明 |
| 20 | 議案第20号 | 字の区域変更について | 説 明 |
| 21 | 議案第21号 | 平成24年度今帰仁村一般会計予算について | 説 明 |
| 22 | 議案第22号 | 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について | 説 明 |
| 23 | 議案第23号 | 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について | 説 明 |
| 24 | 議案第24号 | 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について | 説 明 |

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|-----------------------|-----|
| 25 | 報告第2号 | 専決処分の報告について | 説 明 |
| 26 | 同意案第1号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 説 明 |
| 27 | 同意案第2号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 説 明 |
| 28 | 同意案第3号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 説 明 |

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年第1回今帰仁村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 山内 聡議員及び8番 與那嶺好和議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月28日までの17日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月28日までの17日間に決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3. 12月5日 北部市町村議会議長会第3回定例理事会・総会が開催されました。

4. 12月6日 村各種団体スポーツ大会が開催されました。

5. 12月7日 伊江村黒糖工場落成式典・祝賀会が開催されました。

6. 12月12日 古宇利島ハーフマラソン記者発表が開催されました。

7. 12月20日 村和牛改良組合忘年会が開催されました。

8. 1月4日 平成24年村成人式、新春の集いが開催されました。

9. 1月6日 平成24年消防出初式が開催されました。

10. 1月21日 第5回グスク桜まつりオープニングセレモニーが開催されました。

11. 2月5日 グスク桜まつり桜の記念植樹セレモニーが開催されました。

12. 2月7日 村観光推進協議会(仮称)設立意見交換会が開催されました。

13. 2月14日 山形県酒田市議会会派「市民の会」行政視察が行われました。

14. 2月15日 沖縄県町村議会議長会定期総会が開催されました。

15. 2月16日 町村議会議員・事務局職員研修会が開催されました。

16. 2月19日 村商工会女性部設立20周年記念事業が開催されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 村長行政報告を行います。

- 12月6日 各種団体スポーツ大会が開催されました。
- 12月7日 伊江村黒糖工場落成式典、祝賀会が開催されました。
- 12月8日 今帰仁グスク桜まつり実行委員会を開催しました。
- 12月12日 古宇利島ハーフマラソン大会の記者発表を行いました。
- 12月16日 旧湧川校跡地利用事業の竣工式が行われました。
- 12月18日 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会を開催しました。
- 12月20日 年末年始交通安全運動の安全祈願祭を行いました。
〃 村和牛改良組合忘年会が開催されました。
- 12月26日 消防広域化推進協議会が開催されました。
〃 北山高校の存続について県教育委員会の説明会が開催されました。
- 1月2日 新春ロードレースが開催されました。
- 1月4日 平成24年村成人式、新春の集いを開催しました。
- 1月6日 消防出初式が開催されました。
- 1月11日 北部市町村会調整会議、新年会が開催されました。
- 1月12日 グスク桜まつりピーアールのため、各社マスコミを訪問しました。
- 1月16日 家畜市場初セリが開催されました。
- 1月20日 村区長会、身障者協会の新年会が開催されました。
- 1月21日 第5回グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。
- 1月22日 今帰仁郷友会新年会が開催されました。
- 2月3日 沖縄県高校新人駅伝競走大会が開催されました。
- 2月4日 県町村長一括交付金の協議が行われました。
- 2月5日 グスク桜まつり桜の記念植樹セレモニーを開催しました。
- 2月7日 村観光推進協議会（仮称）設立意見交換会を開催しました。
- 2月9日 消防広域化推進協議会が開催されました。
- 2月11日・12日 第1回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。
- 2月17日 村商工会との意見交換会を行いました。
- 2月19日 村商工会女性部設立20周年記念事業が開催されました。
- 2月20日 村観光推進協議会（仮称）設立総会を開催し、村観光協会を発足しました。
- 2月22日 県町村会総会が開催されました。
- 2月23日 村観光協会設立の記者発表会を行いました。
〃 北部市町村会理事会が開催されました。
- 2月25日 市町村振興協議会が開催されました。
- 2月27日 健康づくり講演会を開催しました。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長 久田浩也君 これで行政報告は終わりました。

日程第5. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

施政方針を述べる前に、謹んでお悔やみを申し上げます。東日本大震災発生から昨日で一年を迎えました。多くの尊い命が失われ、行方不明者を含めると1万9,000人を超えと言われております。犠牲となられた皆様に謹んで哀悼の意を表します。今なお避難生活を余儀なくされている皆様初め、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を祈念いたします。

はじめに

平成24年今帰仁村議会第1回定例会の開会にあたり、私の村政運営に対する基本姿勢と所信を述べ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成24年度は、基本施策といたしまして、引き続き本村の基幹産業である農林水産業と観光による村おこしの拠点づくり、活力と安らぎのある健康村づくり、総合的な地域福祉の充実、幼稚園から高等学校まで地域型の一貫教育を実施する北山学園構想などを柱に村政運営に取り組んでまいります。

我が国の経済は、景気の減速感が強まっている中、沖縄県の経済においては、修学旅行の需要や近隣アジア諸国からの観光客の増加などにより、緩やかに回復しているといわれております。

沖縄県の振興については、これまで4次にわたる振興計画が進められておりますが、いまだ基地問題をはじめ雇用、失業率、県民所得の水準等が厳しい状況にあります。

このため、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興一括交付金（仮称）の制度が創設されました。

本村といたしましても、各種の交付金事業を県へ要望しております。今後とも広く村民の声や意見を聴き交付金事業を有効活用するため、引き続き事業の採択に向け全庁を挙げて取り組んでまいります。村民の安心安全で豊かな生活環境の整備促進を図るため、各種補助事業の導入を強力に推進していきたいと考えております。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓に村民の防災意識の更なる向上を図り、地域の防災力を高めるため、年次的に各地区で避難訓練を行っていききたいと考えております。さらに、平成24年度中に緊急性の高い地震や津波からの避難対策を重点とした今帰仁村地域防災計画を見直すとともに、沖縄県地域防災計画を踏まえつつ、地域防災体制の充実・強化を図ります。

本村の基幹産業は農業であり、農業を中心として他産業との連携を強化するとともに、これからも農作物被害防止施設等の整備推進を図り、災害に強い農業を目指します。またTPP（環太平洋戦略経済連携協定）の交渉参加につきましては、引き続き反対の意思を堅持していきたいと考えております。

村全体の産業振興を図るため、農林水産業と観光の融合に向け、平成24年2月に設置した村観光協会の活動及び事業を強力に推進し、農商工連携を図りながら今帰仁ブランド組合を中心とした6次産業の創出に今後一層取り組んでまいります。

村民が住み慣れた地域で、健康に暮らせることは、村民誰もが等しく願うことです。このことを実現するためには、「自らの健康は自らがつくる」の認識のもと、村民が健康長寿を実現できるよう、今後もきめ細やかな相談・健診体制の充実・強化に努めてまいります。

高齢者や障害者等の社会的弱者を含む全ての村民が、生きがいのある豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を実現するため、保健・医療・福祉が調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めます。

今帰仁村の未来を背負っていくのは子供たちです。これまで、保育所待機児童の解消を図るため、今帰仁保育所の新築による児童の定員拡充、子育て支援センターの設置、仲宗根保育所の保育施設の増設等を行い、子育て環境の整備に努めてまいりました。平成24年度は、乳幼児医療費助成事業について入院医療費を義務教育終了まで拡大し、子育てしやすい環境づくりに努めてまいります。

学校教育におきましては、児童生徒の個性の尊重を基本に心豊かな人間性の育成を目指すとともに、確かな学力を身につける教育を推進していきたいと考えております。また、学業面はもとより、体育・文化関連においても一層の向上が図られるよう努めてまいります。

さて、本村を取り巻く財政状況は依然として厳しい状況にあります。村民のますます多様化し増大する行政需要に対応していくためには、村税等の自主財源の一層の確保を図る必要があります。このようなことから、徴収体制の強化を図り、さらなる徴収率の向上に努めてまいります。

以上、私の村政運営にあたっての所信の一端を申し上げましたが、平成24年度は第4次総合計画基本構想のスタートにあたり、より一層気を引き締め、今後とも村民との対話を重視し、村民の参加促進を図りながら、透明性を高めるため、情報公開の更なる充実に努めてまいります。また、引き続き行財政改革を推進し、自立できる村づくりに取り組み、村民の目線に立った村政運営を目指していく所存ですので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算編成について

平成24年度の地方財源は、東日本大震災により我が国の経済活動が深刻な打撃を受け、マイナス成長に伴う国税収入の落ち込みや復旧・復興対策に伴う財源不足などから減額も予想されておりました。

しかし、その後の国の本格的な復興施策等の推進によって、我が国の景気は持ち直しに転じ、平成24年度においては、地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれております。さらに、地域主権改革に沿った財源措置等により前年度並みの地方交付税の総額が確保される見通しとなっております。

このような状況の中で、歳入において国庫支出金の減は、城跡関係の社会教育費補助金の影響が大きく88,642千円の減となっております。

一方、県支出金では、身体障害者福祉費負担金で11,625千円の増、さらに村づくり交付金では310,645千円の大幅増となっております。

歳出におきましては、農林水産業費の増は、村づくり交付金事業の増に伴うもので、教育費の減は、文化財保護費及び今帰仁城跡整備事業費の事業費減に伴うものとなっております。衛生費、商工費及び土木費の減は、いずれも補助事業の減に伴うものとなっておりますが、民生費は71,459千円の増で、依然として社会保障関係経費の増加傾向が見られ、一般財源も増となっております。

このようなことから、平成24年度の一般会計予算額は4,482,696千円で前年度対比443,724千円の増と

なっております。

地方行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることから、自主財源である村税等のさらなる収納率向上に向けた体制づくりを行うとともに、経常経費の削減に取り組みながら、健全な財政運営にあたっていききたいと考えております。

続いて、施策の概要についてご説明を申し上げます。

自主財源の確保について

○徴収率の向上に向けて

地域行政を運営していく中で、村民福祉の向上と施策の自由度を高め本村独自の施策を展開するためには、自主財源の確保は必要不可欠であります。

村税は、村財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。住民税においては、国の三位一体改革による税源移譲等、税制度に対する理解を得るために一層努力してまいります。納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対する納税意識の高揚に努め、収納向上対策についても、村税等滞納整理嘱託員の配置、滞納管理システムを駆使しての収納、及び名護税務署や名護県税事務所との連携強化により累積滞納額の縮減に努めてまいります。

徴収率の向上を図るためには、基本として現年度課税分の徴収対策に力点をおき、滞納繰越額を増やさないことです。訪問徴収等で納税義務者と接触することを第一に、経済情勢がきびしい現状下であります。徴収の公平性を担保するため、滞納処分を徹底を図り、徴収率の向上に取り組んでまいります。

○納税意識の高揚を図るために

村民各層に税を正しく理解していただき、納税意識の高揚を図るため租税教育を推進していききたいと考えております。

村税が、地域社会を運営するための会費としての性格を児童生徒に理解させ、さらに納税者としての義務を自覚しながら税に関する正しい見識を養うことを目的に「税の作文・標語コンクール」など租税教育の充実を図ってまいります。

安心できる窓口「住民サービス」の向上について

住民サービスの向上を図るため、窓口での接遇については、常日頃から細心の気配りを心がけ、親切、丁寧に、誠意を持って接し「さわやかな親しみのある窓口」を目指します。また平成24年度からは、パスポート申請業務を住民課窓口で開始いたします。窓口業務の更なる向上を図るため、村民の立場に立ち、正確かつ迅速に対応してまいります。

子育てしやすい村づくりについて

「子どもの笑い声が聞こえるむらづくり」は村政運営の重要な政策課題のひとつであります。人口の減少は地域の活力を失うといった深刻な事態も考えられます。これまでの事業を常に精査・検証するとともに、新たな取り組みを進めるなど少子化と人口減少の抑制に努めてまいります。また、子育てしやすい村づくりに資するため、日中を通した子育て支援に力を注いでまいります。あわせて、幼保一体化等の保育をめぐる課題につきましても、国の動向を見ながら前向きに検討してまいります。

○子育て応援について

近年の社会情勢や少子化、核家族化、ひとり親世帯、共働き世帯の増加、勤務形態の多様化に伴い保育ニーズも多様化しております。地域における人間関係の希薄化等によって家庭や地域の育児力は著しく低下しており、育児不安を抱える保護者が増えています。しかし、現状の保育施設では対応しかねるケースもあるため、地域における子育て支援を重点とした保育事業の拡大が求められています。

そのような中、引き続き「子育て支援センターじんじん」において、子育てについての相談や指導、情報提供、親子の交流等をとおして、子育てに伴う様々な親の負担軽減に努めてまいります。

新たに、平成24年度から定員を10名とし、一時的に家庭での保育が困難な場合に乳幼児を預かる一時預かり事業（一時保育事業）を今帰仁保育所において実施してまいります。

さらに、平成24年度から「やんばる町村ファミリーサポートセンター」を名護市と離島村を除く8町村で設立し、安心して子育てができるための環境整備を図り、児童福祉の向上に努めてまいります。

○待機児童の解消について

保育所については、利用者の期待に応える保育所の運営を目指し、障がい児や乳幼児についてもできる限り受け入れに努めてまいります。

定員を超えて入所できるよう入所待ちの多い年齢階層には保育士を増員配置し、保育所定員の弾力化措置を講じるほか、仲宗根保育所の定員を60名から70名に増員して、待機児童の解消に向けて取り組みを強化してまいります。

○子ども手当について

平成22年度から、対象を中学校終了まで拡充し子ども一人につき1万3千円でスタートした子ども手当制度が、平成23年度は3歳未満児が月額1万5千円に引き上げられ3歳以上小学校終了までが月額1万円、第3子以降が月額1万5千円、中学校終了前が月額1万円支給されております。

平成24年度支給分に係る関連法案については、国会等でいろいろ議論されているところであり、本村といたしましては、国や県の動向を注意深く見守り、今後の対応を検討してまいります。

○すこやか子育て支援金について

子どもにやさしく、すこやかな子どもを育てるために厳しい財政状況ではありますが、平成24年度も村独自の子育て支援策として、村内の生後6か月の乳児一人につき5万円の支援金を支給し、子育てがしやすい環境づくりに努めてまいります。

○乳幼児医療費助成事業について

乳幼児医療費助成事業は、こどもの医療費にかかる子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的とした経済的支援事業であるとともに、こどもの健やかな成長を願う保健・福祉増進事業であります。平成24年度から事業の名称を「乳幼児医療費助成事業」から「こども医療費助成事業」に改めて、医療費助成の対象を就学前乳幼児の入院・通院医療費に加え、小学生及び中学生の入院費まで拡大し、子育てのしやすい環境づくりに努めてまいります。

○特定不妊治療費及び不育症治療費助成事業について

少子化対策は、乳幼児医療費助成事業をはじめとする出生後の子育て支援策だけでなく、出生前の不妊症や不育症に悩む夫婦への支援策も重要であります。

平成24年度から不妊症及び不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦が、希望を持てるよう保険診療適用外の治療に係る費用について、本村が独自に助成することにより経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み、子育てしやすい村づくりを目指してまいります。

○母子及び父子の福祉について

社会情勢の変化により増加するひとり親家庭への支援として、母子及び父子世帯への自立支援をはじめ、医療費助成事業の実施並びに母子会活動補助を実施して生活意欲の高揚を図り、母子及び父子の福祉増進に努めてまいります。

福祉保健行政の推進について

○高齢者福祉について

本村の65歳以上の高齢化率は既に25%を超えており、全国的にも少子高齢化、人口減少という社会構造の変化が急速に進展しております。

村といたしましては、平成23年度中に策定する今帰仁村第5期高齢者福祉計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた家、住み慣れた地域において健康で自立した生活ができるよう、老人クラブに対する助成をはじめ地域のコミュニティや関係事業所等と連携し、地域見守りネットワーク体制の構築を図ってまいります。

また、介護予防事業等を今後も引き続き行い、生活機能評価、運動機能向上事業の実施により、要支援、要介護状態になることを予防し、元気な高齢者を増やして活気ある健康長寿村づくりを推進してまいり

ます。

○障がい者福祉について

障がいを抱える方々が地域で安心した生活を送り、生き生きと社会参加ができるよう可能な限り身近な場所において日常生活の支援が受けられる環境づくりが求められています。

平成23年度は「今帰仁村障害者計画及び障害福祉計画」の全体見直しを行い、平成24年度からは、より本人の状態や意向に合わせたサービスの提供ができるよう新たな相談支援サービスの充実を図ってまいります。

社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえ、体系的かつ効果的な各種福祉サービス事業を推進するなかで、障がい者が地域の一員として各分野の社会活動に参加できるよう支援してまいります。

○地域福祉について

地域住民や社会福祉を目的とする関係事業者と連携し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉の推進に努めなければならないと考えております。

本村では、社会福祉協議会をはじめ関係団体と連携し高齢者・障がい者等のニーズに応え、高齢者、障がい者の虐待防止をはじめ、成年後見制度や権利擁護事業の普及啓発に取り組み、必要なサービスの利用促進を図ってまいります。

また、住民による豊かな福祉活動と公的サービスがつながりあうため、災害時はもとより平常時においても一人暮らし高齢者や障がい者等の見守りを行い、地域で支え合う体制づくりを推進していくため災害時要援護者台帳を継続整備し社会福祉協議会、民生委員・児童委員組織と連携し活動を支援してまいります。

地域の高齢者や障がい者の生活を支える制度として、国民年金等があります。平成22年度の本村における受給者は2,628人で、受給額が1,682,173千円に達しております。平成22年度における国民年金の加入者は2,432人となっており、今後とも加入対象者の完全把握に努め、無年金者がでないよう該当者の加入促進に年金事務所と連携を図り推進してまいります。

介護保険について

本村では、高齢者の増加に伴い介護の必要な方が毎年増え続けている状況にあり、認定率も平成22年度22%、平成23年度24%を超えております。

平成24年度から包括支援センターを村直営として、新たに保健師を採用し地域包括ケアシステムの基盤づくりを進め、村民の健康及び介護サービスのニーズを的確に把握し、効率の良いサービスを展開してまいります。

そのため、保健・医療・介護・福祉などの関係機関との連携強化を図り、高齢者が要支援・要介護状態

にならないため介護予防を重視し、予防に関する施策を展開して可能な限り、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援してまいります。

村といたしましては、今後も必要なサービスを提供できるよう沖縄県介護保険広域連合と連携を図ってまいります。

健康づくりの推進について

村民を病気から守るため、引き続き保健事業の柱である各種検診の向上に努めてまいります。増え続ける医療費や介護にかかる費用の適正化を図り、また生活の質を向上させるためにも、健康づくり事業をより積極的に取り組んでまいります。健康づくりで大切なことは、年に一度の検診を受け、自分の体の状態をチェックし、糖尿病等の生活習慣病を予防する事です。現在、特定健診の受診率が低迷している現状であることから、受診率65%を目指して村民と協働し全力で取り組んでまいります。また、保健師・看護師・栄養士による訪問等きめ細かな保健指導サービスを実施してまいります。

スポーツやレクリエーション活動を通じて、健康増進及び保健予防を生涯にわたって継続できるよう知識の啓発を図り、実践・習得する機会の拡充に努めてまいります。

子どもと母親の健康確保につきましては、県と情報の共有、緊密な連携を図り、平成24年度も引き続き子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業、妊産婦健康診査等を実施してまいります。

さらに、新型インフルエンザ予防対策につきましても、関係機関との連携を図り、効果的・効率的な感染症予防に努めてまいります。

また、自殺対策は、喫緊の課題であり平成24年度も自殺対策緊急強化基金を活用し、アルコール摂取に起因する疾病に特化した健康調査を実施するとともに、精神保健福祉士等の専門職によるきめ細かな相談体制の整備を図ってまいります。

歯の健康づくり対策としましては、虫歯予防効果が高いフッ化物応用を関係機関・団体と連携して一層拡大してまいります。また、口腔ケアや相談等が身近で受けられるよう、引き続き歯周病検診を実施してまいります。

本村では、高齢者が、健康でいきいきと暮らし健康寿命を延ばす取り組みを实践できるよう「今帰仁村健康長寿むらプロジェクト」を立ち上げております。このプロジェクトの一環で、平成19年度に高齢者の生活実態を把握するため、アンケート調査を実施しております。調査から5ケ年が経過する平成24年度は、追跡再調査を行い、高齢者の健康づくりに対する課題を明確にしていきたいと考えております。その課題を解決するため、村健康づくり推進協議会の活動を活性化し、生涯現役でいきいきと生きることの大切さを啓発してまいります。全ての村民が実践・参加できる健康長寿村づくりを推進してまいります。

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度がスタートし、平成24年度は5年目を迎えます。この制度は高齢者の医療を支える

重要な社会保障として創設されておりますが、対象となる高齢者の方々から差別等の世論が高まり、平成26年度には新たな医療制度に移行する予定です。未だ不透明な状況となっておりますが、村民の皆様にご混乱が起きぬよう、今後の情勢を見ながら分かりやすく、情報を提供してまいります。

また、現在、本村の高齢者医療費も増加傾向にあります。村といたしまして、高齢者の健診・健康づくり等を重点課題とし、肺炎球菌ワクチン接種事業を平成24年度も継続して実施いたします。県及び後期高齢者医療広域連合や村内関係機関と連携を図り、保健事業を推進し高齢者が安心して制度の利用ができるよう円滑な事業運営に努めてまいります。

国民健康保険事業の運営について

国民健康保険事業につきましては、他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としているため、村民に占める被保険者の割合が高くなっています。被保険者の高齢化や長引く経済不況等の影響により低所得者や無職者等を多く抱えている状況にあります。

村といたしましては、保険給付の抑制のためにも、健康づくり事業に積極的に取り組んでまいります。疾病予防対策として特定健診・特定保健指導を引き続き実施して受診率の向上、疾病の重症化防止に努めてまいります。

さらに、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進等で医療費の適正化に努めてまいります。

また、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、県と連携し村民が安心して必要な医療サービスが受けられる機会の確保及び環境の整備に努めてまいります。

さらに、保険税の収納対策を推進し、納期内納付の督促や長期未納者との納税相談等を重点的に実施するとともに、無職者や低所得者に対しては保険税の軽減制度を活用し、収納率の向上に努めます。また、平成24年度からは納期数を8期から9期に増やすことで納税義務者の税の負担感の軽減を図り収納率の向上に繋げ、財政基盤の強化と安定した事業運営に努めてまいります。

環境衛生について

ゴミ問題は、産業活動や個人などの民生活動も主な要因になっております。

村民ができる取り組みとして、日常的に排出するゴミの減量化等を一人ひとりが考えることにより環境負荷の軽減につながると考えております。

また、不法投棄が後を絶たない現状があり、平成24年度も引き続き、撤去及び不法投棄パトロールを強化してまいります。今後は、県及び村内の各種団体と連携を図り、村民に対し家庭ゴミの減量化・不法投棄防止、野焼の禁止等の啓蒙活動を強化してまいります。

ハブ嚙傷防止対策については、タイワンハブが増殖しており住居の近くでも捕獲が増えている状況にあります。村民が安心して生活し農作業等の生産活動ができる環境づくりに向け、タイワンハブ等の有害生物の撲滅に努めてまいります。

また、狂犬病予防対策におきましても、引き続き野犬捕獲や飼い犬の飼い方について啓蒙を図ってまいります。

農林水産業の振興について

○農業の振興について

本村の基幹産業である農業は、むらづくりの基盤となります。農業を中心として、二次産業、三次産業と一体化を図り「積み上げ方式」による地場産業の振興を目指しております。

昨年6月には沖縄県農林水産戦略品目（園芸作物）のマンゴーの拠点産地として認定を受けました。本村はこれまでもスイカ（平成12年）、輪ギク（平成15年）、小ギク（平成15年）においても園芸拠点産地の認定を受けており、今回4品目の認定となりました。果樹については、マンゴー、ドラゴンフルーツ等の熱帯果樹栽培が盛んになっており、なかでもマンゴーは主要品目として栽培面積が徐々に増加しております。今後は今帰仁村マンゴー生産出荷協議会が中心となって、共同出荷割合の向上に努めていきたいと考えております。

更なる農業振興を図るため、生産基盤の充実強化・農用地の利用集積、農業関連施設の整備充実が求められております。

平成24年度の主な新規事業としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の支援を受けて、団体営かんがい事業として、「天底第一地区調査設計」を計画しております。昨年の中日本大震災や台風被害で農林漁業セーフティネット資金を借り受けた農家の支援として、「農業災害対策特別資金利子補給金事業」を実施いたします。

主な継続事業としては、仲尾次地区の畑かん施設整備の実施や今帰仁村耕作放棄地対策協議会が事業主体となって、放棄地状態からの再生作業や土づくり、再生後に必要な施設の整備等を総合的に支援してまいります。

さらに、今後とも農業従事者が農作物を生産するだけでなく、加工や販売まで関わる農業の6次産業化を促進し、観光業との連携強化を図ることで、今帰仁ブランドとして、高付加価値化を目指してまいります。

○畜産の振興について

平成23年4月に、本村は肉用牛（子牛）の拠点産地として、沖縄県より認定を受けました。本村の飼養頭数は、県内で8位、子牛セリ平均単価は、県内3位となっており、肉用子牛生産地としての地位を築いております。さらに村和牛改良組合等が中心となって、繁殖雌牛の改良や子牛の育成技術の向上等に地域が一体となって取り組んでおります。

このような状況のなか、高齢牛淘汰と優良雌牛導入促進のねらいで、今帰仁村優良繁殖雌牛導入事業を継続しつつ、農家からの要望のある優良雌牛の保留についても助成の対象とし、さらに効果的な支援を行ってまいります。

また、購入飼料の割合を低減させ、自給飼料の増産による経営基盤の強化のため、畜産担い手総合整備事業を推進してまいります。

平成22年度に建設整備された機能的・近代的なセリ市場の円滑な運営を図り、畜産の一層の振興を推進してまいります。

○林業の振興について

近年、住民の生活意識が、物質的豊かさだけでなく、心の豊かさも求めるようになり、森林、林業に対する認識も変化し、自然保護や森林レクリエーションの場としての公益的機能や役割が高まっております。森林がもつ癒し効果も注目されていることから、乙羽岳森林公園を中心に森林浴による健康づくりを目的とした施設の利活用を推進してまいります。

モクマオウを主木として構成された村内の保安林は、かなりの部分において老木化と樹間密度の低下をきたしております。これらの保安林を整備し、防風防潮効果を高め、村民生活の安定と農産物被害の低減を図る必要があるため、保安林整備事業を推進してまいります。

また、森林の機能増進保育を図るために、森林環境保全直接支払事業を活用して、天然林改良を進めるとともに、松くい虫防除についても薬剤散布や伐倒駆除を行い、発生源の減少及び蔓延防止に努めてまいります。

*特用林産物の振興について

村内で大規模生産が始まっているエノキタケに続く新たな品目としてエリンギ、クロアワビタケの生産施設が「茸第2生産施設整備事業」として完成する予定であります。これを機に村内雇用の拡大と村経済の向上に努めてまいります。

○水産業の振興について

村では、これまで水産業の振興を図るため、地域水産物供給基盤整備事業や漁業再生支援事業を進めることで漁港の基本施設を整備し、併せて村漁協と連携し、加工施設等の整備を進め、漁業生産基盤の強化を図ってまいりました。

また、安定した漁業経営を行っていくため「つくり育てる漁業」と「資源管理型漁業」の推進も重要な課題として、ウニ放流事業への支援、安定した漁獲量を確保するため、保護区域や漁期を設ける資源管理型漁業への支援、また、漁場を守るためにオニヒトゲ駆除事業等の支援をしてまいります。

平成24年度は新規事業として、これまで整備してきました「古宇利漁港」・「運天漁港」の施設の老朽化状況を調査する機能診断を実施し、その結果に基づき機能保全計画を策定する「水産物供給基盤機能保全事業」を予定しております。また、この計画書に基づき漁港施設の予防・保全対策を実施してまいります。

今後とも村漁協、県関係機関と連携を図り、水産業の発展と漁業者の生産技術の向上による漁業経営の安定化を目指してまいります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時05分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 商工観光の振興について

本村の商業は、仲宗根地区に商業施設が集積し、中心商店街を形成しているほか、各地区に日用雑貨を提供する小売店舗が点在する形態となっております。近年の車社会を背景とした消費者の行動範囲の拡大や、村外における郊外型大型店舗の進出により、一層厳しい経営が強いられている状況にあります。

村といたしましては、これまでと同様に商工会活動に対して助成を行い、村商工会と連携をとりながら、商工業の振興を図ってまいります。

あわせて、地域の求職者の雇用機会を創出する取り組みを支援する雇用対策事業、いわゆる沖縄県雇用再生特別事業を導入し、「新商品開発・品質管理事業」を実施することにより、産業の振興と雇用機会の創出に取り組み、若者の定住化、活性化を促進してまいります。また、中小企業信用保証法による認定申請の受け付けや、消費者の安全・安心を確保するため、消費者行政の充実に取り組んでまいります。

本村には豊かで多様な自然、世界遺産である今帰仁城跡に代表される歴史・文化資源、さらには古宇利島や古宇利大橋等、様々な観光資源が数多く存在します。このような中で、ワルミ大橋が開通したことにより、沖縄観光の拠点である海洋博記念公園からの一層の観光流入が期待でき、いわゆる素通り型の観光から滞在型の観光へ誘導していく必要があります。今後は、観光ルートを明確にして、観光の周遊性を高め、観光ルート上における地域特産品の販売、地産地消拠点の整備や体験型農業、民泊、エコツーリズム等地域住民が主体となった地域交流型の施策展開を図ってまいります。

そのひとつとして、「第2回古宇利島マジックアワーRUN in 沖縄今帰仁村」を沖縄タイムス社と共催で実施致します。今回は、参加人数が4千人規模の大会となりますが、将来的には5千人規模の大会へと、育てていきたいと考えております。

また、世界遺産の今帰仁城跡と桜をライトアップする「第6回今帰仁グスク桜まつり」の開催に向け、村民と一体となって取り組んでまいります。

*今帰仁村観光協会の発足について

「第二次今帰仁村観光リゾート振興計画」が策定され、村ではこれまで観光推進体制の整備を検討してきました。

平成23年度には、村と村商工会観光部会を中心に、今帰仁村観光推進協議会設立準備委員会を立ち上げ、協議会設立に向け、国や県の各種支援事業等を調査検討してまいりました。「緊急雇用創出事業」の「重点分野雇用創出事業」として「地域資源活用観光ビジネスモデル事業」が採択され、平成24年2月20日に同協議会は「今帰仁村観光協会」として設立されました。

今後は同協会が中心となって、村の観光資源の掘り起こしや国内外からの誘客の促進、村商工会や農家とのネットワークを作り上げ、地域資源を活用した特産品開発や着地型観光ツアーの創出につなげていきたいと考えております。

これらの施策を展開することで、農林水産業と観光を結び付けた「観光立村」を目指してまいります。

建設事業について

国・地方の財政状況は依然として厳しい状況にあり、建設事業を取り巻く環境は、益々厳しさを増し、新たな事業の採択は、大変むずかしい状況にあります。

そのような中、農業の振興や環境問題に対する関心の高まり、また生活環境の改善向上、車輛利用の機会が増えたことで、道路整備や排水路整備等、村民の行政に対する要望はますます強まり、多様化しております。

村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善等の建設事業を推進してまいりました。

今後とも厳しい財政状況ではありますが、村民のニーズに応じていくため、各種の補助事業を導入し村民生活と福祉の向上に努めてまいります。

平成24年度も継続事業として風景づくり推進事業を実施してまいります。

次に村づくり交付金事業は3地区で事業を実施してまいります。

村づくり交付金今帰仁西部地区（与那嶺・仲尾次・崎山・平敷）を対象にした農業用排水施設整備工事、農道整備工事、農業集落道整備工事等と自然環境・生態系保全施設整備の調査測量設計委託業務を実施してまいります。

また、繰越事業として、農業用排水施設整備工事、農業集落道整備工事等を実施してまいります。

村づくり交付金今帰仁中部地区（越地・謝名・仲宗根・玉城）を対象にした農業集落排水整備工事、農業集落道整備工事、農産物提供施設工事、放送施設設置工事等と用地測量委託業務を実施してまいります。

村づくり交付金今帰仁東部地区（勢理客・天底・湧川・呉我山）を対象にした地域活動拠点施設整備工事、集落防災安全施設整備工事、農業集落道整備工事等と用地測量委託業務、集落防災安全施設整備、農業用排水路整備、農道整備等の調査測量設計委託業務を実施してまいります。

水道事業について

水道事業は、「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善」に寄与することを目的としております。

ところが近年では、水道水源の新たな開発が困難となりつつあります。また、時々水源の水質が汚濁される等、清浄、豊富、低廉な水の供給が困難な状況にあります。

村民の水需要に応えるため毎年のように多額の投資をし、施設の改善と整備を進めております。しかし、依然として老朽化した施設が多いことと水質の改善等に多くの課題を抱えている厳しい状況にあります。

これらの課題を解消するため、水道事業の目的である「清浄にして豊富低廉な水の供給」を目指して、平成24年度も国庫補助事業を導入して事業を推進してまいります。

諸志地区の平敷ポンプ場内において取水ポンプ設備工事、導水ポンプ設備工事、与保城浄水場において、

ろ過流量調整設備工事、次亜塩素注入設備工事、場内配管工事及び配水管布設工事等を計画しております。また、天底地区においては配水管布設工事を計画しております。

本村において、簡易水道の経営の効率性、透明性の向上、経営基盤の強化を図る観点から、簡易水道事業を統合する予定となっております。簡易水道事業統合計画に基づき、平成22年度より水道事業の地方公営企業法適用にむけて業務委託を実施しておりますが、平成24年度は固定資産調査・評価に関する資料確認等の業務委託を計画しております。

学校教育の充実について

○北山学園構想（地域型幼小中高一貫教育）について

平成24年度より、本村、幼児・児童生徒の学力向上と人格形成をねらいに本村の幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、国や県からのトップダウンではない、地域型の一貫教育を実施してまいります。

また、その立ち上げに伴い、先進県の視察や相互乗り入れ授業の検討や幼稚園から高等学校までの地域の人材資源を活用した取組等により、キャリア教育を最重点施策として日本一の教育立村今帰仁を目指します。

平成23年度の県高等学校整備計画による北山高等学校の存続や理数科の移設に関連して激震が走り、本村にある県立北山高等学校の質的改善・改革が望まれております。そこで、理数科の存続はもとより、北山高校の更なる活性化に向けた様々な取り組みを展開し、一村一校の中学校と高等学校の中高連携を更に深化発展させ、村を挙げて支援してまいります。

○豊かな心を培う教育の推進について

今帰仁村は以前から教育立村と言われそれを誇りに歩んできました。これからも子供達一人ひとりの個性を大切にし、人間として調和のとれた成長が遂げられるような環境を整備してまいります。とりわけ、生きる力の礎ともいべき生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等、豊かな人間性の育成を目指し、心の教育の充実に努めてまいります。

学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を通じた心の教育に取り組んでまいります。

また、改正教育基本法の理念にも示されている「公共の精神」を重視し、規範意識の高揚等の指導を全教育活動で推進し、地域の伝統や文化に誇りを持ち、「文化村今帰仁」の担い手となる子供達を育成してまいります。

○確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図ります。

平成24年度から本県の学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プランⅢ」が実施されます。幼児・児童生徒

一人ひとりに「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

また、国頭教育事務所の配慮により今帰仁小学校を拠点校に「算数科」の教科コーディネーターが配置されることから、教職員の指導力の向上及び指導方法の工夫改善について研究実践し、子供達の学力向上に努めてまいります。

引き続き、教育施策の更なる発展を図るため、村費補助教員の活用により古宇利小学校複式学級の課題を解消し、又今帰仁中学校の学力向上支援員を継続配置します。あわせて、子供達の学習意欲の向上を目的に各種検定への補助を継続してまいります。

そして新規事業として、名桜大学の教員志望の学生を学習ボランティアとして招聘し、子供達の個別指導に活かせるよう大学と連携して学習効果を高めてまいります。

○たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

豊かな学校生活を営むためにも運動部活動については、スポーツの楽しさや喜びを味わうなかで生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携してさらなる活性化を図ってまいります。

○学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて平成23年度より村内各学校で「子供が作る弁当の日」を実施しました。今年度も継続実施し定着を図ります。

「農が織りなすゆがふ村・今帰仁」のキャッチフレーズに恥じぬよう、「地産地消」を推奨し、昨今課題となっている飽食や食品添加物の悪影響を身近に捉え、生産者や食材、関係する人々に感謝の気持ちを持つことのできる児童生徒を育成してまいります。

○幼稚園及び各学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化等について、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。あわせて、学校評議員の活用により地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、今帰仁村の中学生・高校生に夢を与え、世界に羽ばたく人材の育成をねらいとして夏休みに短期語学研修を計画しております。

さらに、特別な支援を要する幼児・児童生徒に対してもこれまで同様、人材を配置し積極的に支援し、個に応じた指導の推進を図ってまいります。

古宇利小学校の学校統廃合については、ワルミ架橋が開通し1年を経過しておりますが少子化に伴う幼

児児童の減少、集団の中で培う人格形成の重要性も鑑み、保護者、地域の理解を得ながらよりよい方向を検討してまいります。

○家庭・地域における取組について

本村の児童生徒の良さと課題について良く見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取組としては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の充実や読書活動を推進し、学校、家庭、地域が連携を図り取り組んでまいります。

社会教育の振興と生涯学習の推進について

急速な時代の変化に伴い、村民が等しく生き生きとした日常生活を送るため、豊かな人間性を形成していく必要があります。そのためには、地域社会の教育力の向上に努め、学習機会を提供しながらその成果を適切に生かすことが大切であります。村といたしましては中央公民館や体育施設、その他の公共施設等を積極的に活用し、社会教育の振興と生涯学習を推進してまいります。

また、村民の健康増進と体力の向上のため、運動公園施設等を有効活用し、隣接する「村民の浜」を、安全に管理し村民の癒しの場として利用を促進してまいります。

家庭教育は、基本的な生活習慣や自立心、他人に対する思いやり、善悪の判断などの倫理観を育み、親子の触れ合いを通して社会に適応できるマナー教育やしつけの場であります。よって、子育て支援の観点から社会教育の役割として、子どもの健全な成長が図られるよう学校、地域と連携し支援してまいります。あわせて乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むためブックスタートや読み聞かせを重点に学習機会・自然体験の充実を図り、子ども達の「生きる力」を育ててまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会の活動は地域の活力源であります。「未来の社会教育実践者」である若者をはじめ、それを支える育成者を支援するとともに、世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

高齢者を対象とする学習の場が少ないため、学習機会を増やすとともに、魅力あるプログラムづくりに努め、学習意欲を高めてまいります。施設の提供等も積極的に行い、これからも、高齢者が生き生きと過ごせる地域づくりを推進してまいります。

青少年の健全育成について

近年における核家族化や少子高齢化等の社会環境の急速な変化は、人間関係や地縁の希薄化を促進させ、地域や家庭の教育力の低下、コミュニケーション能力の低下等、青少年を取り巻く教育環境に大きな影響をもたらし、様々な問題が生じております。

このような問題を個々の家庭の問題として捉えるのではなく、地域社会全体の問題として受け止め、学

校・家庭・地域がもつ教育資源を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、連携・融合しながら問題解決していくための地域教育力の向上に努めることが重要視されています。

本村は「地域の子どもは地域で育てる」意識が高く、子どもたちの安全を見守る活動の推進や取り組みがなされ、読み聞かせボランティア等保護者の関わりが多く、地域教育力の原動力になっています。これからは青少年と地域の人たちが深く関わることで生まれた「信頼関係」をさらに高め、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、機能するよう支援してまいります。

あわせて、子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと過ごせるよう、日中を通じた支援体制の構築に努めてまいります。

また、山形県酒田市児童との交流事業である「今帰仁村ふれあい少年の翼」が22回、「酒田市少年の翼」は19回を数えています。児童の体験学習や交流活動を通して見聞を広め、研修内容の充実を図りながら次世代のリーダー育成を目的に、これからも積極的に推進してまいります。

有形・無形文化財の調査・保存整備・継承活用について

本村の地理的、歴史的な諸要因を受けて醸成された文化財は村民共有の財産であります。村内には有形・無形の文化財が多数点在し、国指定2件・県指定9件・村指定12件、その他、民俗や記念物等の文化財があります。

これらの文化財については調査・保存・整備・継承・活用を進めておりますが、平成24年度は大北墓を含む運天古墳群の範囲確認調査を行ってまいります。

平成12年に世界遺産に登録されました今帰仁城跡は、平成21年度に第3次追加指定、平成22年度にはシイナグスクが今帰仁城跡附として第4次追加指定され、国指定史跡としての範囲が大幅に拡大され、その面積は29.3haになっています。

平成24年度も新たに第5次追加指定に向けて作業を進めております。併せて追加された史跡については、保存管理計画を策定し、用地買収事業を進め史跡の恒久的な保存に努めてまいります。

今帰仁城跡の調査・整備については、発掘調査を進め、遺構整備や城壁の保存修理事業を平成24年度も継続してまいります。

歴史文化センターは、城跡まで入る事の困難な来訪者に対しある程度の満足に応えられる施設として役割が大きくなっています。また、常設展示及び企画展示は身近なテーマを通して今帰仁のみならず、やんばる全体の歴史と文化を発見し学習する場となっております。これからも地域に根付くよう、歴史・文化等の継承及び活用に努めてまいります。

社会体育スポーツの振興について

スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいある社会の形成に大いに役立ちます。また、スポーツは体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、爽快感、達成感、

知的満足感、他者との連帯感といった精神的充足感を与えるとともに、体力の向上や精神的ストレスの発散、生活習慣病の予防等、心身の健康の保持増進に大きく関与します。

村民それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心、目的に応じて、手軽に楽しく、しかも継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを積極的に進めてまいります。常に長期的な視点で村民の健康づくりを考え、「いつでもどこでもひとりでも運動できる環境づくり」の実現を図り、地域住民が「住んでよかった」、「長生きしてよかった」と思える「今帰仁村」を目指し、自主的に運動やスポーツ活動に取り組めるよう、今後とも村スポーツ推進委員会、村体育協会、総合型地域スポーツクラブ・ナスクと連携し「スポーツを通じた地域づくり」に一丸となって取り組んでまいります。

平成24年度は、国民体育大会九州ブロック大会ホッケー競技が8月、九州高校ホッケー選手権大会が1月に村運動公園で開催されます。九州各県より選手・役員・関係者等の多数の来村が見込まれるため、村といたしましても大会成功に向けて全面的にバックアップし、大会を盛り上げていきたいと考えております。

さらに、今後とも村運動公園の整備の拡充と管理を徹底し、さらなる地域スポーツの振興を目指し、小中高生を含むスポーツ団体の育成強化や指導者の養成確保に努めてまいります。

おわりに

これまで平成24年度の基本姿勢と主要施策を申し述べてまいりましたが、これを執行するための当初予算として、

| | |
|-------------|-------------|
| 一 般 会 計 | 4,482,696千円 |
| 国民健康保険特別会計 | 1,616,654千円 |
| 水道事業特別会計 | 817,333千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 82,074千円 |
| 総 額 | 6,998,757千円 |

以上、平成24年度の村政運営の基本姿勢と施策並びに予算案について申しあげてまいりましたが、予算の執行にあたりましては全職員が一体となって、なお一層の努力をしていく所存であります。

ここに今帰仁村議会議員をはじめ、村民各位のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、平成24年度の施政方針といたします。

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 久田浩也君 以上をもって村長の施政方針を終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。

(休憩時刻 午前11時35分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)
日程第6. 「議案第6号 今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」を議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第6号

今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に伴い、名称変更があるため、この条例を提出します。

今帰仁村スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について

今帰仁村スポーツ振興審議会条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「振興審議会」を「推進審議会」に改める。

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、審議会の委員の定数、任期その他の必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 法第31条に規定する審議会の名称は、今帰仁村スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第7. 「議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第7号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の施行に伴い、職員変更があるため、この条例を提出します。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条別表中

「

| | |
|--------|---------|
| 体育指導委員 | 〃 4,000 |
|--------|---------|

」

を

「

| | |
|----------|---------|
| スポーツ推進委員 | 〃 4,000 |
|----------|---------|

」

に、

| | |
|------------------|---------|
| 今帰仁村スポーツ振興審議会 会長 | 〃 4,400 |
|------------------|---------|

を

| | |
|------------------|---------|
| 今帰仁村スポーツ推進審議会 会長 | 〃 4,400 |
|------------------|---------|

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第8. 「議案第8号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第8号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

期末手当等の支給に関する役職等加算に係る職務の区分を改正するため、この条例を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項表中「保育所長」の次に、「主任幼稚園教諭」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日より施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第9. 「議案第9号 今帰仁村税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第9号

今帰仁村税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月2日、14日に公布、施行されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第95条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第22条第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については「」がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対策金額」という。）について「」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の下に「で

当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の一条を加える。

(個人の村民税の税率の特例等)

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の村民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 附則第9条の改正規定 平成25年1月1日
- 2 第95条の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定 平成25年4月1日

(村民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の今帰仁村税条例第53条の2に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の今帰仁村税条例附則第9条に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成24年度分の固定資産税に限り、新条例第67条第1項の規定の適用については、同項中「4月1日から同月30日」とあるのは「5月1日から5月31日」までとする。

(村たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

新旧対照表は別添のとおりです。

○ 議長 久田浩也君 日程第10. 「議案第10号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第10号

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

納期回数を増やすことにより、納期ごとの負担を軽減して収納率の向上を図るため、この条例を提出します。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に「第9期 翌年3月1日から同月31日まで」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○ 議長 久田浩也君 日程第11. 「議案第11号 今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第11号

今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を
改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律（平成23年法律第105号）の一部の施行に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項が改正されるため、この条例を提出します。

今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を
改正する条例について

今帰仁村立公民館設置及び管理等に関する条例（昭和50年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改正する。

審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱し、定数は5名とする。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 議長 久田浩也君 日程第12. 「議案第12号 今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第12号

今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

仲宗根保育所の増築に伴い定員数に変更があるため、この条例を提出します。

今帰仁村保育所設置条例の一部を改正する条例

今帰仁村保育所設置条例（昭和52年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条別表中

「

| | | |
|------------|-----------------|-----|
| 今帰仁村仲宗根保育所 | 今帰仁村字仲宗根440番地の1 | 60名 |
|------------|-----------------|-----|

」

を

「

| | | |
|--------|----------------|-----|
| 仲宗根保育所 | 今帰仁村字仲宗根440番地1 | 70名 |
|--------|----------------|-----|

」

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 議長 久田浩也君 日程第13. 「議案第13号 今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大嶺英恭君

議案第13号

今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

こどもの医療費にかかる子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的に、名称を「乳幼児医療費」から「こども医療費」に改め、医療費助成の対象をこれまでの就学前乳幼児の入院・通院費の助成から小学生の入院費まで拡大するため、この条例を提出します。

今帰仁村乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

今帰仁村乳幼児医療費助成条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児」を「こども」に改める。

第1条中「乳幼児」を「こども」に改める。

第2条第1号中「乳幼児」を「こども」に、「満6歳」を「満15歳」に改め、同号に次のように加える。

ア 前期こども 6歳に達した日の属する月の末日までの者をいう。

イ 後期こども 6歳に達した日の属する月の翌月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者をいう。

第2条第2号中「乳幼児」を「こども」に改め、同条第3号ウ中「国家公務員等」を「国家公務員」に改め、同条第3号オ中「教職員共済組合法」を「教職員共済法」に改め、同条第4号アを次のように改める。

ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第1項

第2条第4号イ中「第21条の9」を「第21条の5」に改め、「若しくは同条第3項」を削り、同条第4号ウを削り、同条第4号エ中「第21条第3項」を「第21条の4第1項」に改め、同条第4号エを同号ウとする。

第2条第5中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「その他の医療に関する法令に規定する医療」を「医療保険各法以外の法令に規定する医療」に改め、同条第6号中「乳幼児」を「こども」に、「医療保険各法の規定により負担すべき額」を「医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により助成対象者が負担すべき額」に改める。

第3条中「次の各号のいずれかに該当する者とする。」を「医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定による被保険者または被扶養者で、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び外国人登録

法（昭和27年法律第125号）の規定により本村に住民登録されているこども（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているこどもを除く。以下「対象のこども」という。）の保護者とする。」に改め、同条各号を削る。

第4条の見出しを「（助成金）」に改め、同条中「対象乳幼児」を「対象のこども」に改め、「その額を控除した額を助成する。」の次に「また、後期こどもによっては、入院に係る費用に助成した額とする。」を加える。

第6条及び第7条第2項中「対象乳幼児」を「対象のこども」に改める。

第8条第1号中「対象乳幼児」を「対象のこども」に改め、同条に次の1号を加える。

（4）対象のこどもの医療保険が変更になったとき。

第9条に見出しとして「（損害賠償との調整）」を付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の今帰仁村こども医療費助成条例の規定は、平成24年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、平成24年9月診療分以前の医療費の助成については、なお従前の例による。

ただし、この条例改正にかかる受給資格の認定については平成25年3月31日までの申請については平成24年10月1日に遡って認定したものとみなす。

新旧対照表は別添でつけてありますので、お目通しください。

○ **議長 久田浩也君** 日程第14. 「議案第14号 今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ **副村長 大嶺英恭君**

議案第14号

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）が改正されるため、この条例を提出します。

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の次に次の1項を加える。

（読替規定）

- 6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条の規定の適用については、同条中「政令第6条第1項」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（第2号において「旧政令」という。）第6条第1項」と、同条第2号中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

- 議長 久田浩也君 日程第15. 「議案第15号 村道路線の認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大嶺英恭君

議案第15号

村道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定によって、村道路線を下記のとおり廃止、認定し

たく議会の議決を求めます。

平成24年 3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

廃止路線

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考 |
|------|--------|-------|----------|----|
| 5 | 仲宗根運天線 | 運天977 | 運天1079-3 | |

認定路線

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 備考 |
|------|---------|----------|----------|----|
| 173 | 運天松堂原線 | 運天977 | 運天1079-3 | |
| 132 | 湧川鎌城湊原線 | 湧川1575-2 | 湧川1838 | |
| 41 | 今泊大川原線 | 今泊3313 | 今泊4535-3 | |

提案理由

| | | |
|------|-------|--------------------------|
| 整理番号 | 5、173 | ・幹線村道の見直しの為 |
| 〃 | 132 | ・県道123号線の管理移管（一部）による村道認定 |
| 〃 | 41 | ・国道505号の管理移管（一部）による村道認定 |

○ 議長 久田浩也君 日程第16. 「議案第16号 沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第16号

沖縄県介護保険広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、沖縄県介護保険広域連合規約を次のとおり変更する。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

沖縄県介護保険広域連合規約の一部を変更する規約

沖縄県介護保険広域連合規約（平成14年沖縄県指令企第363号—第396号）の一部を次のとおり変更する。

第6条中「中頭郡北谷町」を「中頭郡読谷村」に改める。

附 則

この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

提案理由

沖縄県介護保険広域連合事務所の位置の変更に伴い、沖縄県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議会の議決が必要である。

- 議長 久田浩也君 日程第17. 「議案第17号 あらたに生じた土地の確認について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。副村長。
- 副村長 大嶺英恭君
議案第17号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本村の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

- | | | | |
|---|-----|--------|----------------|
| 1 | (1) | 土地の所在地 | 別図に示すあらたに生じた土地 |
| | (2) | 地 積 | 9,146.39平方メートル |

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

運天港運天地区ふ頭用工事により、あらたに生じた土地を確認することについて、議会の議決を必要とするため本案を提出します。

確 認 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本村の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

- 1 (1) 土地の所在地 別図に示すあらたに生じた土地
- (2) 地 積 9,146.39平方メートル

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 久田浩也君 日程第18. 「議案第18号 字の区域変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第18号

字の区域変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

別図に示すあらたに生じた土地を今帰仁村字上運天阿那川原と運天 運天原区域に編入する。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

運天港運天地区ふ頭用地工事により、字の区域変更することについて、議会の議決を必要とするため本案を提出します。

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

別図に示すあらたに生じた土地を今帰仁村字上運天阿那川原と運天 運天原区域に編入する。

平成24年 3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

図面は別添つけてありますので、参照にしてください。

○ 議長 久田浩也君 日程第19. 「議案第19号 あらたに生じた土地の確認について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第19号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本村の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

- | | | | |
|---|-----|--------|----------------|
| 1 | (1) | 土地の所在地 | 別図に示すあらたに生じた土地 |
| | (2) | 地 積 | 915.54平方メートル |

平成24年 3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

運天港湧川地区船揚場工事により、あらたに生じた土地を確認することについて、議会の議決を必要とするため本案を提出します。

確 認 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本村の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

- | | | | |
|---|-----|--------|----------------|
| 1 | (1) | 土地の所在地 | 別図に示すあらたに生じた土地 |
| | (2) | 地 積 | 915.54平方メートル |

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

別図面を参考にしてください。

- 議長 久田浩也君 日程第20. 「議案第20号 字の区域変更について」を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。副村長。
- 副村長 大嶺英恭君
議案第20号

字の区域変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

別図に示すあらたに生じた土地を今帰仁村字湧川中福原の区域に編入する。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

運天港湧川地区船揚場工事により、字の区域変更することについて、議会の議決を必要とするため本案を提出します。

決 定 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本村の区域内の字の区域を次のとおり変更する。

別図に示すあらたに生じた土地を今帰仁村字湧川中福原の区域に編入する。

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

図面は別添参照してください。

- 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時10分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)

お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって本日は、これで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

(延会時刻 午後2時10分)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|------------|----------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成24年3月12日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 3月13日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 3月13日 午前11時52分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 石 川 清 友 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 内 間 利 三 | 10 | 玉 城 克 義 |
| | 4 | 久 田 浩 也 | 11 | 東恩納 寛 政 |
| | 5 | 與那嶺 篤 哉 | | |
| | 6 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 7 | 山 内 聰 | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会議録署名議員 | 7 | 山 内 聰 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職務のため議場 に出席したもの | 事務局 長 | 上 間 悟 | 書 記 | 島 袋 美 咲 |
| | 局長 補 佐 | 小那覇 安 啓 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 住 民 課 長 | 与那嶺 敏 秋 |
| | 副 村 長 | 大 嶺 英 恭 | 福祉保健課長 | 島 袋 輝 也 |
| | 総 務 課 長 | 山 城 徳 男 | | |
| | 教 育 長 | 謝 花 弘 | | |
| | 学校教育課長 | 島 袋 隆 則 | | |
| | 社会教育課長 | 上 間 恒 章 | | |
| | 建 設 課 長 | 金 城 正 明 | | |
| | 経 済 課 長 | 小那覇 安 隆 | | |

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第2号

平成24年3月13日（火曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

| 日 程 番 号 | 議 案 番 号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|------------|---------|-----------------------------|-----|
| 1 | 議案第21号 | 平成24年度今帰仁村一般会計予算について | 説 明 |
| 2 | 議案第22号 | 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について | 説 明 |
| 3 | 議案第23号 | 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について | 説 明 |
| 4 | 議案第24号 | 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について | 説 明 |
| 5 | 報告第2号 | 専決処分の報告について | 報 告 |
| 6 | 同意案第1号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 説 明 |
| 7 | 同意案第2号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 説 明 |
| 8 | 同意案第3号 | 固定資産評価審査委員会の委員の選任について | 説 明 |

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1.「議案第21号 平成24年度今帰仁村一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第21号

平成24年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村一般会計予算

平成24年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,482,696千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------------------|-------------------------|-----------|
| 1 村 税 | | 506,181 |
| | 1 村 民 税 | 157,997 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 269,540 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 25,027 |
| | 4 市 町 村 た ば こ 税 | 53,615 |
| | 5 特 別 土 地 保 有 税 | 2 |
| 2 地 方 譲 与 税 | | 50,288 |
| | 1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 14,577 |
| | 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 35,710 |
| | 3 地 方 道 路 譲 与 税 | 1 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | | 1,386 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 1,386 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | | 523 |
| | 1 配 当 割 交 付 金 | 523 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 96 |
| | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 96 |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 59,053 |
| | 1 地 方 消 費 税 交 付 金 | 59,053 |
| 7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | | 19,939 |
| | 1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 19,939 |
| 9 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | | 7,617 |
| | 1 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 7,617 |
| 10 地 方 特 例 交 付 金 | | 1,002 |
| | 1 地 方 特 例 交 付 金 | 1,001 |
| | 2 特 別 交 付 金 | 1 |
| 11 地 方 交 付 税 | | 2,106,003 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 2,106,003 |
| 12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | | 1 |
| | 1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|---------------|-----------|
| 13 分担金及び負担金 | | 69,149 |
| | 1 分担金 | 35,002 |
| | 2 負担金 | 34,147 |
| 14 使用料及び手数料 | | 50,221 |
| | 1 使用料 | 42,843 |
| | 2 手数料 | 7,378 |
| 15 国庫支出金 | | 273,518 |
| | 1 国庫負担金 | 223,136 |
| | 2 国庫補助金 | 47,888 |
| | 3 国庫委託金 | 2,494 |
| 16 県支出金 | | 705,113 |
| | 1 県負担金 | 139,442 |
| | 2 県補助金 | 534,605 |
| | 3 県委託金 | 31,066 |
| 17 財産収入 | | 9,217 |
| | 1 財産運用収入 | 9,213 |
| | 2 財産売払収入 | 4 |
| 18 寄附金 | | 1 |
| | 1 寄附金 | 1 |
| 19 繰入金 | | 187,400 |
| | 1 繰入金 | 187,400 |
| 20 繰越金 | | 10,000 |
| | 1 繰越金 | 10,000 |
| 21 諸収入 | | 166,988 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 537 |
| | 2 預金利子 | 150 |
| | 3 貸付金元利収入 | 1 |
| | 4 雑収入 | 166,300 |
| 22 村債 | | 259,000 |
| | 1 村債 | 259,000 |
| 歳入合計 | | 4,482,696 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|-----------------|-----------|
| 1 議 会 費 | | 77,187 |
| | 1 議 会 費 | 77,187 |
| 2 総 務 費 | | 584,871 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 457,097 |
| | 2 徴 税 費 | 81,865 |
| | 3 戸 籍 住 民 登 録 費 | 23,239 |
| | 4 選 挙 費 | 21,037 |
| | 5 統 計 調 査 費 | 141 |
| | 6 監 査 委 員 費 | 1,492 |
| 3 民 生 費 | | 1,273,655 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 799,313 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 474,342 |
| 4 衛 生 費 | | 306,395 |
| | 1 保 健 衛 生 費 | 131,094 |
| | 2 清 掃 費 | 175,301 |
| 5 労 働 費 | | 1 |
| | 1 失 業 対 策 費 | 1 |
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 822,860 |
| | 1 農 業 費 | 770,748 |
| | 2 林 業 費 | 12,510 |
| | 3 水 産 業 費 | 39,602 |
| 7 商 工 費 | | 34,723 |
| | 1 商 工 費 | 34,723 |
| 8 土 木 費 | | 82,510 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 12,938 |
| | 2 道 路 橋 梁 費 | 41,086 |
| | 3 河 川 費 | 151 |
| | 4 港 湾 費 | 20,849 |
| | 5 住 宅 費 | 7,486 |
| 9 消 防 費 | | 179,292 |
| | 1 消 防 費 | 179,292 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|-------------------------|-----------|
| 10 教 育 費 | | 525,789 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 81,201 |
| | 2 小 学 校 費 | 63,774 |
| | 3 中 学 校 費 | 26,010 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 33,331 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 179,952 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 141,521 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 3 |
| | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 2 |
| | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 1 |
| 12 公 債 費 | | 592,407 |
| | 1 公 債 費 | 592,407 |
| 13 諸 支 出 金 | | 3 |
| | 1 普 通 財 産 取 得 費 | 2 |
| | 2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金 | 1 |
| 14 予 備 費 | | 3,000 |
| | 1 予 備 費 | 3,000 |
| 歳 出 合 計 | | 4,482,696 |

第2表 地 方 債

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|---------------|---------|-------|---|--|
| 村づくり交付金（西部地区） | 37,000 | 証書借入 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。 |
| 村づくり交付金（中部地区） | 27,000 | 〃 | | |
| 村づくり交付金（東部地区） | 25,000 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 170,000 | 〃 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合 計 | 259,000 | | | |

以降については、総務課長が説明いたします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 10ページ、11ページ、12ページは割愛させていただきます。それでは13ページ、歳入にまいります。1款1項1目286万2,000円の増の要因は、1節の現年課税分の増によるものでございます。それから2目598万2,000円の減の要因については、現年課税分の減によるものでございます。

次14ページ、1款2項1目1,121万9,000円の増の要因につきましては、1節の現年課税分の増によるものでございます。

次15ページ、1款3項1目126万8,000円の増の要因は、1項の1節の増によるものでございます。

次16ページをお願いします。1款4項1目101万9,000円の増については、たばこ税の増によるものでございます。

17ページを飛ばしまして、18ページをお願いします。2款1項地方揮発油譲与税5万9,000円の増については、揮発油税の増によるものでございます。

それから19ページ、2款2項自動車重量譲与税、減の122万2,000円については自動車重量税の減によるものでございます。

次21ページ、3款1項1目4万4,000円の増については、利子課税の増によるものでございます。

それから22ページ、4款1項1目配当割交付金36万円の増については、株式等の配当割税の増によるものでございます。

それから23ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金16万1,000円の減につきましては、株式等の譲渡益所得割税の減によるものでございます。

24ページをお願いします。6款1項1目地方消費税交付金、減の300万円につきましては、消費税の減によるものでございます。7款1項1目ゴルフ場利用税交付金16万2,000円の増につきましては、ゴルフ場利用税の増によるものでございます。

26ページ、9款1項1目自動車取得税交付金、減の236万8,000円の要因については、自動車取得税の減によるものでございます。

それから27ページ、10款1項1目地方特例交付金931万9,000円の減につきましては、2節の児童手当特例交付金の費目存置によるものでございます。

それから28ページを飛ばしまして、29ページ、11款1項1目地方交付税3,770万9,000円の増の要因につきましては、1節の普通交付税の増によるものでございます。

30ページを飛ばしまして、31ページ、13款1項1目農林水産業費分担金3,300万円の増の要因につきましては、1節の農業費分担金の増によるものでございます。

それから32ページ、13款2項1目民生費負担金25万2,000円の減の要因については、2節の福祉施設負担金の減によるものでございます。

それから33ページ、14款1項3目農林水産使用料の増、683万7,000円の要因につきましては、2節の林業使用料の増によるものであります。それから5目土木使用料11万9,000円の増につきましては、3節の住宅使用料の増と、それから次の34ページの3節体育施設使用料の増によるものであります。

それから35ページ、14款2項1目総務手数料7万3,000円の増につきましては、総務手数料の増でございます。

次、36ページを飛ばしまして、37ページをお願いします。15款1項1目の民生費国庫負担金350万4,000円の増の要因につきましては、5節の身体障害者福祉費負担金の増によるものであります。

それから39ページ、15款2項2目民生費国庫補助金20万8,000円の増の要因につきましては、1節の社会福祉補助金の増によるものであります。3目衛生費国庫補助金、減の15万6,000円の要因につきましては、衛生費補助金の減によるものでございます。5目土木費国庫補助金、減の179万8,000円の要因につきましては、6節の風景づくり補助金の減によるものでございます。それから6目教育費国庫補助金8,680万3,000円の減の要因につきましては、3節の社会教育費補助金の減によるものでございます。

次、40ページは割愛、41ページを割愛しまして、42ページをお願いします。16款1項1目民生費県負担金1,200万9,000円の増の要因につきましては、2節の身体障害者福祉費負担金の増によるものであります。3目保険基盤安定負担金、これの58万8,000円の減につきましては、1節の保険基盤安定負担金の減によるものであります。

次、44ページ、16款2項2目民生費県補助金355万2,000円の減の要因につきましては、1節の社会福祉費補助金の減によるものであります。3目の衛生費県補助金567万5,000円の減の要因につきましては、1節の保健衛生費補助金の減によるものでございます。4目農林水産業費県補助金3億4,334万3,000円の増の要因としましては、1節の農業費補助金、それから4節の水産業費補助金、7節の村づくり交付金の増によるものであります。

次、46ページ、16款2項5目商工費県補助金4,009万6,000円の減につきましては、前年度の沖縄県緊急雇用創出事業及び沖縄県雇用再生特別事業の減によるものでございます。それから6目教育費県補助金368万9,000円の減の要因につきましては、2節の社会教育費補助金の減によるものでございます。次、16款3項1目総務費県委託金568万2,000円の増の要因としましては、1節の総務費委託金の増によるものであります。3目農林水産業費県委託金、減の25万7,000円の要因としましては、1節農業委託金の減によるものでございます。

次、48ページをお願いします。16款3項4目土木費県委託金、8万9,000円の増につきましては、1節の港湾管理委託料の増によるものでございます。

それから49ページ、17款1項1目財産貸付収入23万7,000円の増の要因につきましては、1節の土地貸付収入の増によるものでございます。

次、50ページ、17款1項2目利子および配当金、減の11万円の要因としましては、1節の基金利子の減によるものでございます。

次、51ページ、52ページ、53ページ割愛しまして、54ページをお願いいたします。19款1項1目繰入金4,840万円の増の要因につきましては、基金繰入金の1節の増によるものでございます。

それから55ページを割愛しまして、56ページをお開き願います。21款1項1目延滞金、減の13万2,000円の要因につきましては、1節の延滞金の減によるものでございます。

57ページ、21款2項1目預金利子5万円の減については、預金利子の減によるものでございます。

次、58ページを割愛しまして、59ページをお願いします。21款4項4節雑入984万7,000円の増の要因につきましては、2節の雑入、それから4節の今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料の増によるものであります。

それから62ページ、21款4項6目納付金35万円の増の要因につきましては、1節の納付金の増でございます。

それから63ページ、22款1項3目農林水産債6,460万円の増につきましては、1節の農業債の増によるものでございます。7目その他債の2,500万円の増の要因につきましては、1節の臨時財政対策債の増によるものでございます。

次、64ページ、歳出へまいります。1款1項1目議会費616万3,000円の増の要因としましては、次のページの4節共済費の増によるものでございます。それから66ページ、67、68ページまで割愛しまして、69ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費1,261万4,000円の増の要因としましては、3節の職員手当等、4節の共済費、それから13節の委託料、それから76ページの19節負担金、補助及び交付金の増によるものであります。

それから次、78ページ、2款1項2目文書広報費88万円の増の要因としましては、11節の需用費の増によるものであります。同じページの3目会計管理費52万8,000円の増の要因としましては、7節の賃金の増によるものであります。

それから79ページ、4目財産管理費の50万円の増につきましては、13節の委託料の増によるものでございます。それから5目企画費、減の576万1,000円の要因としましては、次の80ページの11節需用費、それから13節の委託料の減によるものでございます。

次は82ページ、2款1項7目恩給及び退職年金の10万3,000円の減につきましては、6節の退職年金の減によるものでございます。

次、83ページ、84ページ、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94ページを割愛しまして、95ページです。2款4項5目県知事県議会議員選挙費499万3,000円の増につきましては、県議会議員選挙によるものでございます。

それから96ページを割愛しまして、97ページ、2款4項6目村長選挙費397万円の増につきましては、村長選挙によるものでございます。

98ページを割愛しまして、99ページ、2款4項8目海区漁業調整委員会委員選挙費93万9,000円の増につきましては、海区漁業調整委員会委員選挙によるものでございます。

それから100ページ、2款4項9目農業委員会委員選挙費、減の205万3,000円の減の理由としましては、農業委員会選挙の減によるものでございます。

101ページを割愛しまして、102ページ、2款5項2目統計調査委託業務費、減の48万7,000円の要因としましては、前年度は農業センサスがありましたけれども、今回はこれが減になったことによるものでございます。

次の103ページ、2款6項1目監査委員費、減の22万8,000円の要因としましては、9節の旅費の減によるものでございます。

104ページを割愛しまして、105、106、107を割愛しまして、108ページ、3款1項、大変失礼いたしました。私は持ち分を超えてしまっております。ちょっと調子にのったようでございます。おわび申し上げます。それでは続きは住民課長にお願いいたします。住民課長、83ページの2款総務費、2項徴税費からは住民課長にお願いいたします。大変失礼しました。申しわけありません。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 それでは引き続き歳出の御説明をいたします。83ページからお開きください。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費563万7,000円増の主な要因は、2節給料の増と3節職員手当等、4節共済費の増によるものでございます。

86ページをお開きください。2目賦課徴収費412万5,000円の増の主な要因は、13節委託料の増によるものでございます。

90ページをお開きください。2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費243万4,000円減の主な要因は、2節給料の減と3節職員手当等、4節共済費の減によるものでございます。

93ページをお開きください。2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、平成23年度と同額で増減はありません。

続けて94ページ、2目の啓発費、平成23年度と同額で増減はありません。

95ページからは総務課長が答弁しましたので飛ばしまして、104ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費530万2,000円の増の主な要因は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、11節需用費の増によるものでございます。

続けて108ページをお開きください。2目老人福祉費1,890万1,000円増の主な要因は、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金、11節需用費、12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、20節扶助費の増によるものでございます。

113ページをお開きください。3目老人保護施設費2万4,000円減の主な要因は、20節扶助費、老人保護措置費の減によるものでございます。同じく113ページ、4目身体障害者福祉費4,485万5,000円増の主な要因は、13節委託料、20節扶助費の増によるものでございます。

115ページをお開きください。5目国民年金事務費71万3,000円減の主な要因は、18節備品購入費の減によるものでございます。

続けて117ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費264万8,000円減の主な要因は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減によるものでございます。

続けて118ページ、2目児童措置費1,918万円減の要因は、20節扶助費の減によるものでございます。3目保育所費2,496万6,000円の増の主な要因は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、9節賃金、15節工事請負費の増によるものでございます。

続けて125ページをお願いします。4目身体障害児福祉費については費目存置でございます。

126ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費525万9,000円減の主な要因は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、11節需用費の減でございます。

128ページをお願いします。2目予防費738万7,000円減の主な要因は、7節賃金、11節需用費、12節役

務費、13節委託料の減でございます。

132ページをお願いします。3目母子保健衛生費342万円の増の主な要因は、13節委託料、20節扶助費の増でございます。

136ページをお願いします。4目環境衛生費239万8,000円減の主な要因は、7節賃金、14節使用料及び賃借料の減によるものでございます。

138ページをお願いします。6目水道事業費については、平成23年度と同額でございます。

139ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費372万4,000円の増の主な要因は、19節清掃組合負担金の増によるものでございます。

140ページ、5款1項1目失業対策費については費目存置でございます。6款農業費からは経済課長が御説明いたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 それでは説明します。私からは6款から9款までを説明していきたいと思っております。141ページをお願いします。6款1項1目農業委員会費、比較338万円の増になっております。その主な要因としましては、7節の賃金、9節旅費、下のページの142ページの需用費等々の増になっております。

143ページをお願いします。2目農業総務費、比較389万4,000円の減の主な要因としましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等々の減が主な要因でございます。

146ページをお願いします。6款1項3目農業振興費291万6,000円の増の主な要因としましては、19節負担金、補助及び交付金の増が主な要因となっております。

147ページをお願いします。4目畜産業費、比較3,244万3,000円の増の主な要因は、次のページの19節負担金、補助及び交付金の増が主な要因でございます。5目は費目存置です。6目農業構造改善事業費1,406万9,000円の増の主な要因は、次の149ページをお開きください。13節委託料の増です。それと下の150ページの負担金、補助及び交付金の増が主な要因でございます。

151ページをお開きください。9目村づくり交付金、比較3億9,524万7,000円の増の主な要因は、153ページの13節委託料、15節工事請負費等々が主な要因でございます。

155ページをお開きください。6款2項林業費、1目林業総務費、比較34万4,000円の減の主な要因は、次の156ページの負担金、補助及び交付金の減が主な要因でございます。156ページの2目林業振興費、比較減の132万8,000円の主な要因は、13節委託料の減が主な要因でございます。

157ページをお願いします。6款3項1目水産業総務費69万1,000円の減の主な要因は、給料、職員手当等々の減によるものでございます。

158ページをお願いします。6款3項2目水産業振興費、前年比較同額でございます。3目漁港漁場建設費3,008万1,000円の増の主な要因は、13節委託料の増によるものでございます。

159ページをお願いします。7款1項1目商工総務費、比較2,445万9,000円の減の主な要因は、13節委託料の減によるものでございます。

次のページです。7款1項2目観光振興費301万8,000円の増の主な要因は、次の161ページをお開きく

ださい。19節負担金、補助及び交付金の増によるものでございます。8款1項1目土木総務費、比較減の6,000円で、ほぼ前年並みの計上となっております。ページを開いていただきまして、164ページ、8款2項1目道路橋梁総務費、減の3万9,000円、19節の負担金、補助及び交付金の減によるものでございます。2目道路維持費806万5,000円の減の主な要因は、7節賃金、11節需用費、次のページの15節工事請負費等々の減によるものでございます。3目道路新設改良費、減の1,374万6,000円の主な要因は、2節の給料、3節職員手当等、4節の共済費等々の減によるものでございます。8款2項4目費目存置です。5目費目存置でございます。

開けていただきまして、168ページをお願いします。8款3項1目河川維持費は前年度と同様の計上となっております。

169ページをお願いします。8款4項1目港湾管理費45万1,000円増の主な要因は、4節の共済費、7節の賃金、下の170ページにあります12節の役務費等の増と、それと171ページの13節委託料の増によるものでございます。

172ページ、8款5項1目住宅管理費19万4,000円の減になっております。減の主な要因としましては、昨年まで計上されておりました13節委託料の減によるものでございます。

173ページ、8款5項2目は費目存置でございます。

174ページ、9款1項1目常備消防費102万6,000円の増の主な要因は、負担金、補助及び交付金の増によるものでございます。以上、御説明いたしました。10款よりは学校教育課長より御説明いたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 それでは175ページをお開きお願いいたします。10款1項1目20万6,000円の増は、9節旅費の増でございます。

それから176ページ、2目354万8,000円の増は、7節賃金、9節旅費、19節負担金、補助及び交付金の増となっております。

それから185ページ、2項1目72万3,000円の減は11節需用費の減となっております。

189ページをお願いいたします。2目443万5,000円は11節需用費の減となっております。

192ページ、1目243万9,000円は11節需用費の増となっております。

それから195ページをお願いいたします。2目43万3,000円は11節需用費の増となっております。

197ページ、1目76万8,000円は7節賃金の増となっております。

201ページをお願いいたします。10款5項1目129万5,000円の減は2節、3節、4節の給料手当、共済費の減となっております。

205ページ、2目69万2,000円の減は、15節工事請負費、18節備品購入費が減となっております。

207ページをお願いします。3目8,305万7,000円の減は、17節公有財産購入費の減となっております。

211ページ、4目2,580万3,000円は7節賃金、13節委託料、15節工事請負費の減が主な要因となっております。

213ページ、5目11万円は11節需用費の減となっております。

217ページをお願いいたします。6目454万円の減は13節委託料の減が主な要因となっております。

219ページ、10款6項1目174万1,000円の増は19節負担金、補助及び交付金の増が主な要因となっております。

224ページ、10款6項2目29万5,000円は、賃金の増となっております。

230ページは費目存置となっております。

231ページも費目存置となっております。

232ページ、12款1項1目2,715万9,000円は農林水産業債、土木債、教育債、その他債が増の原因となっております。2目562万3,000円は償還金、利子及び割引料の農林水産債、教育債が大きな要因となっております。

233ページ、234ページ、235ページは比較増減となっておりますので飛ばします。

236ページ以降に資料を添付してございますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

日程第2.「議案第22号 平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第22号

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算

平成24年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,616,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、450,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 総務費の各項に計上された給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。
- (2) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、使用料、役務費及び備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。
- (3) 保険給付費及び老人保健拠出金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------|-------------------|---------|
| 1 国 民 健 康 保 険 税 | | 242,566 |
| | 1 国 民 健 康 保 険 税 | 242,566 |
| 2 一 部 負 担 金 | | 4 |
| | 1 一 部 負 担 金 | 4 |
| 3 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 516 |
| | 1 手 数 料 | 516 |
| 4 国 庫 支 出 金 | | 664,020 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 378,968 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 285,052 |
| 5 療 養 給 付 費 交 付 金 | | 44,303 |
| | 1 療 養 給 付 費 交 付 金 | 44,303 |
| 6 前 期 高 齢 者 交 付 金 | | 89,233 |
| | 1 前 期 高 齢 者 交 付 金 | 89,233 |
| 7 県 支 出 金 | | 118,059 |
| | 1 県 負 担 金 | 16,406 |
| | 2 県 補 助 金 | 101,653 |
| 8 連 合 会 支 出 金 | | 2 |
| | 1 連 合 会 補 助 金 | 2 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|---------------|-----------|
| 9 共同事業交付金 | | 317,129 |
| | 1 共同事業交付金 | 317,129 |
| 10 財産収入 | | 1 |
| | 1 財産収入 | 1 |
| 11 寄付金 | | 1 |
| | 1 寄付金 | 1 |
| 12 繰入金 | | 140,692 |
| | 1 他会計繰入金 | 140,691 |
| | 2 基金繰入金 | 1 |
| 13 繰越金 | | 2 |
| | 1 繰越金 | 2 |
| 14 諸収入 | | 124 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 113 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| | 3 受託事業収入 | 1 |
| | 4 雑収入 | 9 |
| 15 村債 | | 2 |
| | 1 村債 | 1 |
| | 2 広域化等支援基金貸付金 | 1 |
| 歳入合計 | | 1,616,654 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|----------|--------|
| 1 総務費 | | 54,988 |
| | 1 総務管理費 | 37,397 |
| | 2 徴税費 | 17,490 |
| | 3 運営協議会費 | 100 |
| | 4 趣旨普及費 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------------|-----------------------|-----------|
| 2 保 險 給 付 費 | | 921,266 |
| | 1 療 養 諸 費 | 786,937 |
| | 2 高 額 療 養 費 | 119,019 |
| | 3 移 送 費 | 2 |
| | 4 助 産 諸 費 | 14,708 |
| | 5 葬 祭 諸 費 | 600 |
| 3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 | | 201,608 |
| | 1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 | 201,608 |
| 4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等 | | 240 |
| | 1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等 | 240 |
| 5 老 人 保 健 拠 出 金 | | 29 |
| | 1 老 人 保 健 拠 出 金 | 29 |
| 6 介 護 納 付 金 | | 103,318 |
| | 1 介 護 納 付 金 | 103,318 |
| 7 共 同 事 業 拠 出 金 | | 302,057 |
| | 1 共 同 事 業 拠 出 金 | 302,057 |
| 8 保 健 施 設 費 | | 26,826 |
| | 1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費 | 16,301 |
| | 2 保 健 施 設 費 | 10,525 |
| 9 基 金 積 立 金 | | 1 |
| | 1 基 金 積 立 金 | 1 |
| 10 公 債 費 | | 1,000 |
| | 1 公 債 費 | 1,000 |
| 11 諸 支 出 金 | | 320 |
| | 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 | 320 |
| 12 繰 上 充 用 金 | | 1 |
| | 1 繰 上 充 用 金 | 1 |
| 13 予 備 費 | | 5,000 |
| | 1 予 備 費 | 5,000 |
| 歳 出 合 計 | | 1,616,654 |

以降については、福祉保健課長が読み上げいたします。

- 議長 久田浩也君 福祉保健課長。
- 福祉保健課長 島袋輝也君 7ページ、8ページを飛ばしまして、9ページをお願いします。歳入、款項目、本年度、比較を読み上げて御説明申し上げます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1

目一般被保険者国民健康保険税103万9,000円の増の主な要因は、2節後期高齢者支援金分現年課税分による増と3節介護納付金分現年課税分、それから5節後期高齢者支援金分滞納繰越分の増が主な要因でございます。2目10万3,000円の増の要因につきましては、2節後期高齢者支援金分現年課税分の増が要因でございます。

10ページをお願いします。10ページにつきましては、2款1項1目、2目については前年度と同額でございます。

11ページをお願いします。3款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料の7万9,000円の増につきましては、督促手数料の増が要因でございます。

12ページをお願いします。4款1項1目は前年度と同額でございます。2目療養給付費等負担金の32万6,000円の減の主な要因としましては、昨年度まで計上されておりました老人医療費拠出金、国庫負担金の減によるものが要因でございます。3目高額医療費共同事業負担金98万8,000円の増の要因は、高額医療費共同事業負担金の増が要因でございます。4目特定健康診査等負担金71万8,000円の増の要因につきましては、特定健康診査負担金の増によるものが要因でございます。

13ページ、4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の2,504万5,000円の増の要因につきましては、普通調整交付金、特別調整交付金の増が要因でございます。2目特別対策費補助金につきましては、費目存置でございます。3目につきましても費目存置で、前年度と同額でございます。4目出産育児一時金補助金の5万円の増につきましては、件数の増によるものが主な要因でございます。

14ページをお願いします。5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金の1,554万9,000円の増の主な要因につきましては、退職被保険者療養費給付金の増が要因でございます。

15ページ、6款1項1目の5,742万9,000円の減の要因につきましては、前期高齢者交付金、現年度分の減が要因でございます。

次16ページをお願いします。7款1項1目170万6,000円の増の要因につきましては、高額医療費共同事業負担金の増が要因でございます。

17ページ、7款2項1目につきましては費目存置でございます。2目の2,164万2,000円の増の主な要因につきましては、県財政調整交付金の増が要因でございます。

18ページ、8款1項1目は前年度と同額でございます。

19ページ、9款1項1目471万2,000円の増の要因につきましては、高額医療費共同事業費交付金の増が要因でございます。2目322万4,000円の減の要因につきましては、保険財政共同安定化事業交付金の減が要因でございます。

20ページ、10款1項1目につきましては費目存置で前年度と同額でございます。11款1項1目につきましても前年度と同様に費目存置でございます。

次に22ページをお願いします。12款1項1目73万8,000円の増の要因につきましては、保険基盤安定繰入金の増が主な要因でございます。

23ページ、12款2項1目は前年度と同様に費目存置で同額でございます。

24ページをお願いします。13款1項1目、2目につきましても前年度と同様に、費目存置で同額ござい

ます。

25ページ、14款1項1目9万9,000円の増につきましては、延滞金の増が要因でございます。2目9,000円の増につきましても1節延滞金の増が主な要因です。3目、4目、5目につきましては費目存置で前年度と同額でございます。

次、26ページ、14款2項1目につきましても前年度と同様、費目存置でございます。

27ページ、14款3項1目につきましても前年度と同様、費目存置で同額でございます。

次、28ページをお願いします。14款4項につきましては、1目から9目まで前年度と同様、費目存置で同額でございます。

29ページ、15款1項1目につきましても前年度と同様、費目存置で同額でございます。

30ページ、15款2項1目につきましても前年度と同様、費目存置で同額でございます。

それでは31ページ、歳出です。1款1項1目207万2,000円の増につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費が増の主な要因でございます。

33ページをお願いします。1款1項2目3,000円の増につきましては、負担金、補助及び交付金の増が要因でございます。

34ページ、1款2項1目504万4,000円の増につきましては、村税等滞納整理嘱託員の報酬、4節共済費、11節需用費が増の主な要因でございます。

35ページ、2目は前年度と同様、同額でございます。

36ページ、1款3項1目につきましても前年度と同額で、比較同額でございます。

37ページ、1款4項1目につきましては、費目存置で前年度と同様、同額でございます。

38ページ、2款1項1目2,203万円の減の主な要因につきましては、一般被保険者療養給付費負担金の減が主な要因です。2目921万円の増の要因につきましては、退職被保険者療養給付費の増が主な要因でございます。3目33万9,000円の増につきましては、一般被保険者療養費の増が要因でございます。4目12万5,000円の減の要因につきましては、退職被保険者等療養費の減が要因でございます。5目8万2,000円の増につきましては、委託料の増が主な要因でございます。

39ページ、2款2項1目92万5,000円の増の要因につきましては、一般被保険者高額療養費の増が要因でございます。2目228万7,000円の増の要因につきましては、退職被保険者等高額療養費の増が要因でございます。3目、4目につきましては、費目存置で前年度と同様、費目存置でございます。

40ページ、2款3項1目、2目につきましても前年度と同様、費目存置で同額でございます。

41ページ、2款4項2目210万円の増につきましては、出産育児一時金の件数の増が要因でございます。3目につきましては1,000円の増で、直接支払制度事務委託料の増が要因です。

42ページをお願いします。2款5項1目40万円の減につきましては、19節葬祭費の減が要因でございます。

43ページ、3款1項1目728万円の増の要因につきましては、19節の後期高齢者支援金の増が要因でございます。2目、減の3,000円につきましては、19節後期高齢者関係等事務費拠出金の減が要因でございます。

44ページをお願いします。4款1項1目32万円の減につきましては、前期高齢者納付金の減が要因でございます。2目3,000円の減につきましては、前期高齢者事務費拠出金の減が要因でございます。

45ページ、5款1項1目129万9,000円の減につきましては、老人保健医療費拠出金の減が要因でございます。2目につきましては、前年度と同額でございます。

46ページをお願いします。6款1項1目450万円の増の要因につきましては、19節の介護給付費納付金の増が要因でございます。

47ページをお願いします。7款1項1目395万1,000円の増の要因につきましては、19節負担金、補助及び交付金の高額医療費共同事業拠出金の増が要因でございます。2目571万5,000円の減の要因につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の減が要因でございます。3目5,000円の減につきましては、高額医療費共同事業事務費拠出金の減が要因でございます。4目5,000円の減につきましては、保険財政共同安定化事業事務費拠出金の減が要因でございます。5目につきましては、費目存置で前年度と同額でございます。

48ページをお願いします。8款1項1目492万8,000円の増の要因につきましては、1節の報酬、4節共済費、13節委託料が主な増の要因でございます。

めぐりまして、50ページをお願いします。8款2項1目131万9,000円、減の要因につきましては、7節賃金、昨年まで平成23年度に計上しておりました医療費分析賃金の減が主な要因でございます。

めぐりまして、52ページをお願いします。9款1項1目については費目存置で前年度と同額でございます。

53ページ、10款1項1目、前年度と同額でございます。

54ページをお願いします。11款1項1目から4目までにつきましては、前年度と同額で計上してございます。

55ページ、12款1項1目、費目存置で前年度と同額でございます。

56ページをお願いします。13款1項1目、前年度と同額でございます。以上で国保会計の説明を終わりますが、給与明細書以降に資料を添付しておりますので、お目通しをお願いします。以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○ 議長 久田浩也君 日程第3、「議案第23号 平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第23号

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算

平成24年度今帰仁村水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ817,333千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 物件費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|-------------|---------|
| 1 事 業 収 入 | | 200,681 |
| | 1 事 業 収 入 | 200,681 |
| 2 国 庫 支 出 金 | | 398,000 |
| | 1 国 庫 補 助 金 | 398,000 |
| 3 繰 入 金 | | 19,000 |
| | 1 繰 入 金 | 19,000 |
| 4 繰 越 金 | | 1 |
| | 1 繰 越 金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-----------|---------|
| 5 諸 収 入 | | 651 |
| | 1 預 金 利 子 | 1 |
| | 2 雑 入 | 650 |
| 6 村 債 | | 199,000 |
| | 1 村 債 | 199,000 |
| 歳 入 合 計 | | 817,333 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|---------------------|---------|
| 1 総 務 費 | | 41,305 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 41,305 |
| 2 事 業 費 | | 707,665 |
| | 1 簡 易 水 道 費 | 707,165 |
| | 2 営 業 外 費 用 | 500 |
| 3 公 債 費 | | 67,860 |
| | 1 公 債 費 | 67,860 |
| 4 災 害 復 旧 費 | | 1 |
| | 1 簡 易 水 道 災 害 復 旧 費 | 1 |
| 5 諸 支 出 金 | | 1 |
| | 1 諸 支 出 金 | 1 |
| 6 繰 上 充 用 金 | | 1 |
| | 1 繰 上 充 用 金 | 1 |
| 7 予 備 費 | | 500 |
| | 1 予 備 費 | 500 |
| 歳 出 合 計 | | 817,333 |

第2表 地 方 債

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------------|-------------------|-------|---|--|
| 天底簡易水道事業 諸志簡易水道事業 | 52,000 147,000 | 証書借入 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては当 該見直し後の利率) | 政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 ではその債権者と協定 するものによる。ただ し、村財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上 償還もしくは、低利に 借換えすることができる。 |
| 合 計 | 199,000 | | | |

以降については、建設課長が説明いたします。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 7ページをお開きください。歳入、1款1項1目、比較10万3,000円の増の主な要因は、水道使用料の増額でございます。

8ページをお開きください。2款1項1目、比較3,962万9,000円の減の主な要因は、諸志簡易水道事業施設整備補助金の減によるものでございます。

9ページをお開きください。3款1項1目、比較ゼロで同額でございます。

10ページ、11ページは費目存置でございます。

12ページをお開きください。5款2項1目、比較15万円の増の主な要因は、雑入の増によるものでございます。

13ページをお開きください。6款1項1目、比較1,980万円の減につきましては、諸志簡易水道事業の事業量の減によるものでございます。

14ページをお開きください。歳出、1款1項1目、比較100万1,000円の増の主な要因は、2節給料、4節共済費の増によるものでございます。

17ページをお開きください。2款1項1目、比較6,063万円の減の主な要因は、13節委託料、15節工事請負費の減によるものでございます。

19ページをお開きください。2款1項2目、比較150万円の減の主な要因は、11節需用費の受水費の減によるものでございます。

20ページをお開きください。2款2項1目、比較240万円の減の要因は、27節の確定申告分の減によるものでございます。

21ページをお開きください。3款1項1目、比較250万7,000円の増の主な要因は、23節償還金元金の増によるものでございます。2目、比較234万6,000円の増の主な要因は、償還金利子の増によるものでございます。

22ページをお開きください。4款1項1目は前年度と同額でございます。

23ページをお開きください。5款1項1目も前年度と同額でございます。

24ページをお開きください。6款1項1目も前年度と同額でございます。

25ページをお開きください。7款1項1目、比較50万円の減の主な要因は、29節予備費の減によるものでございます。以上、読み上げました。以後、資料を添付しておりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。

○ 議長 久田浩也君 日程第4。「議案第24号 平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第24号

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成24年3月12日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以後については、福祉保健課長が説明いたします。

- 議長 久田浩也君 福祉保健課長。
- 福祉保健課長 島袋輝也君

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|----------------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 40,019 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 40,019 |
| 2 使用料及び手数料 | | 71 |
| | 1 手数料 | 71 |
| 4 繰入金 | | 41,976 |
| | 1 一般会計繰入金 | 41,976 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 諸収入 | | 7 |
| | 1 延滞金、加算金、及び過料 | 2 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 2 |
| | 3 預金利子 | 1 |
| | 4 雑入 | 2 |
| 歳入合計 | | 82,074 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------------|------------------|--------|
| 1 総務費 | | 2,514 |
| | 1 総務管理費 | 2,444 |
| | 2 徴収費 | 70 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 79,555 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 79,555 |
| 3 保健福祉事業費 | | 1 |
| | 1 保健福祉事業費 | 1 |
| 4 諸支出金 | | 3 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 2 |
| | 2 繰出金 | 1 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-------|--------|
| 5 予備費 | | 1 |
| | 1 予備費 | 1 |
| 歳出合計 | | 82,074 |

以降については、福祉保健課長が説明いたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 5ページをお願いします。1款1項1目、比較303万1,000円、減の要因につきましては、1節特別徴収保険料の減が要因でございます。2目229万7,000円の増につきましては、1節現年度分普通徴収保険料の増が主な要因でございます。

6ページをお願いします。2款1項1目、費目存置で前年度と同額でございます。2目につきましても前年度と同額で費目存置でございます。

7ページ、4款1項1目239万2,000円の増の主な要因につきましては、1節事務費繰入金の増が要因でございます。2目242万2,000円、減の主な要因につきましては、2節保険基盤安定繰入金の減が要因でございます。

8ページにつきましては、費目存置でございます。

9ページにつきましても費目存置でございます。

10ページにつきましても費目存置でございます。

11ページにつきましても費目存置でございます。

12ページについても費目存置で同額でございます。

次、13ページをお願いします。1款1項1目244万3,000円の増につきましては、7節賃金、11節需用費、12節役務費、13節委託料、18節備品購入費の増が要因でございます。

次のページをお願いします。1款2項1目5万円の減の要因につきましては、12節役務費、通信運搬費の減が要因でございます。

15ページ、2款1項1目315万8,000円の減の要因につきましては、19節保険料等負担金の減が要因でございます。

次、16ページは費目存置でございます。

17ページにつきましても費目存置でございます。

18ページにつきましても費目存置でございます。

19ページにつきましても費目存置でございます。以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○ 議長 久田浩也君 日程第5。「報告第2号 専決処分の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

| | |
|-------------|------------------|
| 工 事 名 | 茸第2生産施設整備事業 建築工事 |
| 議決された契約の金額 | ¥178,500,000 |
| 専決処分した契約の金額 | ¥1,785,000 |

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成24年2月15日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

変更契約書は別添のとおりであります。参考にしてください。

○ 議長 久田浩也君 日程第6.「同意案第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第1号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同

意を求めます。

記

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|---------------|-------|-------------|
| 今帰仁村字呉我山366番地 | 新里 幸信 | 昭和23年 3月11日 |

平成24年 3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。

履歴書をお目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 日程第7.「同意案第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第2号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|----------------|-------|-------------|
| 今帰仁村字崎山176番地の1 | 與那嶺 功 | 昭和19年 2月 9日 |

平成24年 3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

- 議長 久田浩也君 日程第8、「同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

- 村長 與那嶺幸人君

同意案第3号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

上記同意案について、下記の者を今帰仁村固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

記

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|-------------|-------|------------|
| 今帰仁村字兼次21番地 | 玉城 義克 | 昭和38年6月29日 |

平成24年3月12日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

任期満了のため、地方税法第423条第3項の規定により、この同意案を提出します。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

- 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午前11時52分)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|---|-------------|----------------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成24年3月12日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 3月15日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 3月15日 午後4時30分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 石 川 清 友 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 内 間 利 三 | 10 | 玉 城 克 義 |
| | 4 | 久 田 浩 也 | 11 | 東恩納 寛 政 |
| | 5 | 與那嶺 篤 哉 | | |
| | 6 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 7 | 山 内 聰 | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 7 | 山 内 聰 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の | 事 務 局 長 | 上 間 悟 | 書 記 | 島 袋 美 咲 |
| | 局 長 補 佐 | 小那覇 安 啓 | | |
| 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 住 民 課 長 | 與那嶺 敏 秋 |
| | 副 村 長 | 大 嶺 英 恭 | 福 祉 保 健 課 長 | 島 袋 輝 也 |
| | 総 務 課 長 | 山 城 徳 男 | | |
| | 教 育 長 | 謝 花 弘 | | |
| | 学 校 教 育 課 長 | 島 袋 隆 則 | | |
| | 社 会 教 育 課 長 | 上 間 恒 章 | | |
| | 建 設 課 長 | 金 城 正 明 | | |
| 経 済 課 長 | 小那覇 安 隆 | | | |

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成24年3月15日（木曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

| 日程 番号 | 議案番号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|----------|------|-------------|--------|
| 1 | | 現場踏査 | |

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1.「現場踏査」を議題とします。

お手元にお配りいたしました日程のとおり、本日は、現場踏査を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって現場踏査を行うことに決定しました。

なお、現場踏査後は散会いたします。

(現場踏査後 散会)

平成24年第1回今帰仁村議会定例会会議録

| | | | | |
|--|-------------|----------------|-------------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 平成24年3月12日 | | | |
| 招 集 場 所 | 今帰仁村議会議場 | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 告 | 開 議 | 3月16日 午前10時00分 | | |
| | 散 会 | 3月16日 午後3時50分 | | |
| 出席（応招）議員 | 議席番号 | 氏 名 | 議席番号 | 氏 名 |
| | 1 | 與 儀 常 次 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| | 2 | 石 川 清 友 | 9 | 山 城 太 |
| | 3 | 内 間 利 三 | 10 | 玉 城 克 義 |
| | 4 | 久 田 浩 也 | 11 | 東恩納 寛 政 |
| | 5 | 與那嶺 篤 哉 | | |
| | 6 | 座間味 邦 昭 | | |
| | 7 | 山 内 聰 | | |
| 欠席（不応招）議員 | | | | |
| 会 議 録 署 名 議 員 | 7 | 山 内 聰 | 8 | 與那嶺 好 和 |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の | 事 務 局 長 | 上 間 悟 | 書 記 | 島 袋 美 咲 |
| | 局 長 補 佐 | 小那覇 安 啓 | | |
| 地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名 | 村 長 | 與那嶺 幸 人 | 住 民 課 長 | 与那嶺 敏 秋 |
| | 副 村 長 | 大 嶺 英 恭 | 福 祉 保 健 課 長 | 島 袋 輝 也 |
| | 総 務 課 長 | 山 城 徳 男 | | |
| | 教 育 長 | 謝 花 弘 | | |
| | 学 校 教 育 課 長 | 島 袋 隆 則 | | |
| | 社 会 教 育 課 長 | 上 間 恒 章 | | |
| | 建 設 課 長 | 金 城 正 明 | | |
| | 経 済 課 長 | 小那覇 安 隆 | | |

平成24年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成24年3月16日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

| 日 程 番 号 | 議 案 番 号 | 事 件 名 | 摘 要 |
|------------|---------|----------------------------------|----------------|
| 1 | | 諸般の報告 | |
| 2 | 議案第25号 | 平成23年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について | 説明・質疑 討論・採決 |
| 3 | 議案第26号 | 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について | 説明・質疑 討論・採決 |
| 4 | 議案第27号 | 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第5回補正予算について | 説明・質疑 討論・採決 |
| 5 | 議案第28号 | 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について | 説明・質疑 討論・採決 |

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。(開議時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1.「諸般の報告」を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による「平成22年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」は、お手元に配布したとおりであります。なお、朗読は省略いたします。

日程第2.「議案第25号 平成23年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第25号

平成23年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算

平成23年度今帰仁村一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,720,156千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年3月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------------------|-------------------------|-----------|---------|-----------|
| 1 村 税 | | 495,800 | 2,698 | 498,498 |
| | 1 村 民 税 | 161,117 | △3,842 | 157,275 |
| | 2 固 定 資 産 税 | 258,326 | 5,000 | 263,326 |
| | 3 軽 自 動 車 税 | 23,759 | 1,540 | 25,299 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | | 1,342 | 12 | 1,354 |
| | 1 利 子 割 交 付 金 | 1,342 | 12 | 1,354 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | | 163 | 222 | 385 |
| | 1 配 当 割 交 付 金 | 163 | 222 | 385 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 257 | △161 | 96 |
| | 1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 257 | △161 | 96 |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 62,053 | △1,527 | 60,526 |
| | 1 地 方 消 費 税 交 付 金 | 62,053 | △1,527 | 60,526 |
| 7 ゴルフ場利用税交付金 | | 19,777 | 627 | 20,404 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 19,777 | 627 | 20,404 |
| 9 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | | 9,985 | △2,680 | 7,305 |
| | 1 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 9,985 | △2,680 | 7,305 |
| 11 地 方 交 付 税 | | 2,135,268 | 119,286 | 2,254,554 |
| | 1 地 方 交 付 税 | 2,135,268 | 119,286 | 2,254,554 |
| 13 分 担 金 及 び 負 担 金 | | 36,396 | △2,573 | 33,823 |
| | 1 分 担 金 | 2,002 | △1,723 | 279 |
| | 2 負 担 金 | 34,394 | △850 | 33,544 |
| 14 使 用 料 及 び 手 数 料 | | 42,371 | 681 | 43,052 |
| | 1 使 用 料 | 35,066 | 681 | 35,747 |
| 15 国 庫 支 出 金 | | 387,911 | 56,716 | 444,627 |
| | 1 国 庫 負 担 金 | 248,470 | △10,074 | 238,396 |
| | 2 国 庫 補 助 金 | 136,637 | 65,892 | 202,529 |
| | 3 国 庫 委 託 金 | 2,804 | 898 | 3,702 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 16 県 支 出 金 | | 515,049 | △5,291 | 509,758 |
| | 1 県 負 担 金 | 139,521 | △1,400 | 138,121 |
| | 2 県 補 助 金 | 349,976 | △3,908 | 346,068 |
| | 3 県 委 託 金 | 25,552 | 17 | 25,569 |
| 18 寄 附 金 | | 9,212 | 550 | 9,762 |
| | 1 寄 附 金 | 9,212 | 550 | 9,762 |
| 19 繰 入 金 | | 186,594 | △10,263 | 176,331 |
| | 1 繰 入 金 | 186,594 | △10,263 | 176,331 |
| 21 諸 収 入 | | 165,455 | 1,500 | 166,955 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 669 | 440 | 1,109 |
| | 4 雑 入 | 164,585 | 1,060 | 165,645 |
| 22 村 債 | | 214,500 | 16,800 | 231,300 |
| | 1 村 債 | 214,500 | 16,800 | 231,300 |
| 歳 入 合 計 | | 4,543,559 | 176,597 | 4,720,156 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議 会 費 | | 90,339 | 280 | 90,619 |
| | 1 議 会 費 | 90,339 | 280 | 90,619 |
| 2 総 務 費 | | 742,193 | 115,268 | 857,461 |
| | 1 総 務 管 理 費 | 620,863 | 118,044 | 738,907 |
| | 2 徴 税 費 | 81,410 | △2,799 | 78,611 |
| | 3 戸 籍 住 民 登 録 費 | 25,778 | △49 | 25,729 |
| | 4 選 挙 費 | 11,794 | 72 | 11,866 |
| | 5 統 計 調 査 費 | 628 | 0 | 628 |
| 3 民 生 費 | | 1,305,670 | △10,572 | 1,295,098 |
| | 1 社 会 福 祉 費 | 812,910 | 6,837 | 819,747 |
| | 2 児 童 福 祉 費 | 492,760 | △17,409 | 475,351 |
| 4 衛 生 費 | | 318,995 | △6,892 | 312,103 |
| | 1 保 健 衛 生 費 | 146,432 | △5,467 | 140,965 |
| | 2 清 掃 費 | 172,563 | △1,425 | 171,138 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-------------------------|-----------|---------|-----------|
| 6 農 林 水 産 業 費 | | 446,888 | 81,487 | 528,375 |
| | 1 農 業 費 | 412,370 | 82,308 | 494,678 |
| | 2 林 業 費 | 23,695 | △507 | 23,188 |
| | 3 水 産 業 費 | 10,823 | △314 | 10,509 |
| 7 商 工 費 | | 88,085 | 242 | 88,327 |
| | 1 商 工 費 | 88,085 | 242 | 88,327 |
| 8 土 木 費 | | 116,057 | △2,875 | 113,182 |
| | 1 土 木 管 理 費 | 13,033 | △104 | 12,929 |
| | 2 道 路 橋 梁 費 | 69,701 | △2,783 | 66,918 |
| | 4 港 湾 費 | 20,947 | △178 | 20,769 |
| | 5 住 宅 費 | 12,225 | 190 | 12,415 |
| 9 消 防 費 | | 178,266 | 2,037 | 180,303 |
| | 1 消 防 費 | 178,266 | 2,037 | 180,303 |
| 10 教 育 費 | | 681,471 | △2,535 | 678,936 |
| | 1 教 育 総 務 費 | 79,780 | 880 | 80,660 |
| | 2 小 学 校 費 | 74,305 | 619 | 74,924 |
| | 3 中 学 校 費 | 27,154 | 185 | 27,339 |
| | 4 幼 稚 園 費 | 34,194 | △901 | 33,293 |
| | 5 社 会 教 育 費 | 312,017 | △1,990 | 310,027 |
| | 6 保 健 体 育 費 | 154,021 | △1,328 | 152,693 |
| 11 災 害 復 旧 費 | | 12,966 | △2,812 | 10,154 |
| | 1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 | 5,602 | △650 | 4,952 |
| | 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 | 7,364 | △2,162 | 5,202 |
| 12 公 債 費 | | 559,625 | 2,969 | 562,594 |
| | 1 公 債 費 | 559,625 | 2,969 | 562,594 |
| 歳 出 合 計 | | 4,543,559 | 176,597 | 4,720,156 |

第3表 地 方 債 補 正

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|----------------|---------------|-------|---|--|--------------|-------|---|--|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 村づくり交付金（西部地区） | 千円 20,000 | 証書借入 | 5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率） | 政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。 | 千円 20,000 | 証書借入 | 5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率） | 政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。 |
| 村づくり交付金（中部地区） | 7,000 | 〃 | | | 7,000 | 〃 | | |
| 村づくり交付金（東部地区） | 6,000 | 〃 | | | 6,000 | 〃 | | |
| 臨時財政対策債 | 180,000 | 〃 | | | 180,000 | 〃 | | |
| 林道災害復旧 | 1,500 | 〃 | | | 1,500 | 〃 | | |
| 農業体質強化基盤整備促進事業 | 0 | 〃 | | | 16,800 | 〃 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | 千円 214,500 | | | 千円 231,300 | | | | |

10ページをお願いします。1款1項1目個人の115万8,000円の増、2節の滞納繰越分が385万8,000円が増の要因でございます。その下の2目法人500万円の減の要因は、現年度課税分の減が主な要因でございます。

次、11ページをお願いします。1款2項1目固定資産税の500万円の減は、滞納繰越分が増でございます。

次、12ページの1款3項1目軽自動車税の154万円の増の主な要因は、1節現年度課税分が主な要因であります。

次、13ページをお願いします。3款1項1目利子割交付金の1万2,000円は利子割交付金の増でございます。

次、14ページ、4款1項1目配当割交付金22万2,000円、1節の増でございます。

次、15ページをお願いします。5款1項1目、減の16万1,000円、1節の減でございます。

次、16ページの6款1項1目、減の152万7,000円、これも1節の減でございます。

次、17ページをお願いします。7款1項1目ゴルフ場利用税交付金の62万7,000円、これも1節の増でございます。

次の18ページ、9款1項1目自動車取得税交付金の268万円の減は、1節の減でございます。

次、19ページをお願いいたします。11款1項1目地方交付税1億1,928万6,000円の増は、普通交付税の増でございます。

次、20ページをお願いします。13款1項1目農林水産業費分担金、補正額の172万3,000円の減は、農業費分担金の1節の減でございます。

次、21ページをお願いします。13款2項1目民生費負担金、補正の85万円の減は、右に書いているとおり、福祉施設負担金、これの減でございます。

次の22ページをお願いいたします。14款1項3目農林水産使用料の減の16万9,000円は、1節の減でございます。次、4目商工使用料の85万円の増は、右に書いているとおり、古宇利ふれあい広場シャワーの使用料の増でございます。

次、23ページをお願いします。15款1項1目民生費国庫負担金、減の816万4,000円の主な要因は、10節の子ども手当負担金、これが減の主な要因であります。続きまして3目災害復旧費国庫負担金、減の182万2,000円、この減の主な内容は、2節の災害復旧費の減が主な要因でございます。次、5目保険基盤安定負担金8万8,000円の減は、1節の減でございます。

次、24ページをお願いします。15款2項2目民生費国庫補助金7万6,000円の増は、1節の増でございます。その下の4目農林水産業費国庫補助金6,720万円の増は、4節の増でございます。その下の5目土木費国庫補助金の120万円の減の主な要因は、7節の減であります。6目教育費国庫補助金の減の18万4,000円、これは3節の減でございます。

次、25ページをお願いします。15款3項1目民生費国庫委託金89万8,000円の増は、1節の増でございます。

続きまして、26ページの16款1項1目民生費県負担金95万5,000円の増の主な要因は、2節の身体障害

者福祉費負担金の78万円、これが主な要因でございます。次の16款1項3目保険基盤安定負担金の235万5,000円の減は、保険基盤安定負担金の減が主でございます。

次、27ページをお願いします。16款2項2目民生費県補助金9万5,000円の減は、1節の減でございます。3目衛生費県補助金の307万5,000円の減は、これも1節の減でございます。続きまして、4目農林水産業費県補助金6万9,000円の減、これも1節の減でございます。6目教育費県補助金、減の66万9,000円、これは2節の減でございます。

次、29ページをお願いします。16款3項1目総務費県委託金の27万5,000円の増の主な要因は、2節の徴税費委託金の増が主な要因でございます。3目農林水産業費県委託金の減の25万8,000円、これは1節の減でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時18分)

副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君 30ページの18款1項1目一般寄附金の55万円、一般寄附金の55万円の増は1節の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金の増でございます。

続きまして、31ページをお願いします。19款1項1目繰入金1,026万3,000円の減は、1節の減でございます。

次、32ページをお願いします。21款1項1目延滞金44万円の増は、固定資産税、住民税、軽自動車税の増でございます。

次、33ページをお願いします。21款4項4目雑入45万5,000円、これは雑入の増でございます。6目納付金60万5,000円の増は、住民健診個人負担金の増が主な要因でございます。

次、34ページ、22款1項3目農林水産債1,680万円の増は、農業債の増でございます。

続きまして、35ページをお願いします。歳出、1款1項1目議会費の28万円の増の主な要因は、11節の20万5,000円、これが主な要因であります。

次のページをお願いします。36ページです。2款1項1目一般管理費2,194万5,000円の減の主な内容は、15節の工事請負費負担金1,000万円、次、19節負担金、補助及び交付金922万9,000円、これが主な要因であります。2目文書広報費の17万2,000円の増は、13節の増であります。4目財産管理費の1億3,981万7,000円の増は、25節積立金の増でございます。

続きまして37ページ、5目企画費、補正はありません。これは財源内訳の補正でございます。

次、38ページをお願いいたします。2款2項1目税務総務費32万8,000円の減の主な要因は、23節償還金、利子及び割引料80万円の減です。これが主な要因であります。続きまして、2目賦課徴収費247万1,000円の減の主な要因は、1節の報償費33万円、それと次のページの13節委託料の179万5,000円、そして14節使用料及び賃借料の20万6,000円、これが主な減の要因であります。

次、40ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民登録費4万9,000円の減の主な要因は、3節職員手当等の10万円の減、これが主な要因であります。

次の41ページをお願いいたします。2款4項1目選挙管理委員会費7万2,000円の増は、4節共済費の

増であります。

続きまして、42ページをお願いします。2款5項2目統計調査委託業務費、これも補正は増減ございません。財源内訳の変更であります。

次、43ページ、3款1項1目社会福祉総務費951万2,000円の増の主な要因は、次の44ページ、28節繰出金947万4,000円、これが増の主な要因であります。2目老人福祉費639万7,000円の減の主な要因は、13節委託料248万円、これと次の45ページの20節の扶助費120万1,000円、そして28節の繰出金の218万4,000円が主な要因であります。4目身体障害者福祉費372万1,000円の増の主な要因は、23節償還金、利子及び割引料の312万1,000円、これが増の主な要因であります。5目国民年金事務費、補正が1,000円になっています。これの節の組み替え等々でございます。

続きまして、47ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費214万2,000円の減の主な要因は、2節給料、減の90万円、そして3節職員手当等の92万円の減、これが減の主な要因であります。次の2目の児童措置費の1,526万7,000円の減の主な要因は、20節の扶助費1,526万7,000円、これが主な要因でございます。

次の49ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費218万7,000円の減の主な要因は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費等々でございます。

次、50ページをお願いします。4款1項2目予防費の241万9,000円の減の主な要因は、13節の委託料222万2,000円、これが減の主な要因でございます。

続きまして、51ページの4款1項3目母子保健衛生費の109万9,000円の減の主な要因は、20節扶助費の103万4,000円、これが主な要因でございます。4目環境衛生費の23万8,000円の増の主な要因は、11節需用費38万5,000円、これが主な要因でございます。

次の53ページをお願いします。4款2項1目清掃総務費の142万5,000円の減の主な要因は、19節の負担金、補助及び交付金173万5,000円の減、これが主な要因であります。

続きまして、54ページ、6款1項1目農業委員会費、減の1万4,000円の主な要因は、7節賃金の減が主な要因であります。続きまして、2目農業総務費の減の122万8,000円、この減の主な要因は、2節給料、3節職員手当等、これが主な要因であります。

続きまして、次の55ページの6款1項3目農業振興費の115万3,000円の減の主な要因は、19節の負担金、補助及び交付金、減の95万1,000円、これが減の主な要因であります。そして4目畜産業費の71万8,000円の増の主な要因は、19節の負担金、補助及び交付金の80万7,000円、これが主な要因でございます。

次、56ページをお願いします。6款1項6目農業構造改善事業費の8,398万5,000円の増の主な要因は、15節の工事請負費8,440万円、農業体質強化基盤整備促進事業の増が主な要因でございます。次に9目村づくり交付金、これも節間組み替えでございます。

次は58ページをお願いします。6款2項1目林業総務費、補正額2万3,000円の増の主な要因は、4節共済費の4万5,000円の増が主でございます。続きまして、2目林業振興費の53万円の減の主な要因は、15節の工事請負費50万円、これが主な要因であります。

続きまして、59ページの6款3項1目水産業総務費の31万4,000円の減の主な要因は、3節職員手当等

の減の21万円が主な要因であります。

次の60ページをお願いします。7款1項1目商工総務費13万5,000円の減の主な要因は、3節職員手当等と13節委託料の減が主な要因でございます。2目観光振興費の37万7,000円の増の主な要因は、11節需用費の38万7,000円、これが主な要因であります。

次、61ページをお願いします。8款1項1目土木総務費の10万4,000円の減の主な要因は、11節需用費の減でございます。

次の62ページをお願いします。8款2項2目道路維持費88万7,000円の増の主な要因は、14節の使用料及び賃借料と15節の工事請負費、これが増の主な要因であります。3目道路新設改良費の367万円の減の主な要因は、次の63ページの13節委託料の減の284万円、これが減の主な要因であります。

続きまして、64ページをお願いします。8款4項1目港湾管理費の17万8,000円の減の主な要因は、11節の需用費の30万円の減、これが主な要因であります。

続きまして、65ページをお願いします。8款5項1目住宅管理費19万円の増の主な要因は、15節の工事請負費16万5,000円、これが主な要因であります。

次、66ページをお願いします。9款1項1目常備消防費の203万7,000円の増の主な要因は、19節負担金、補助及び交付金の増でございます。

次の67ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の88万円の増の主な要因は、11節の需用費の109万8,000円、これが主な要因であります。

続きまして、69ページをお願いします。10款2項1目学校管理費209万9,000円の増の主な要因は、11節需用費の104万9,000円、それと14節使用料及び賃借料88万5,000円、これが増の主な要因であります。その次の2目教育振興費の148万円の減の主な要因は、7節賃金であります。

続きまして、70ページをお願いします。10款3項1目学校管理費15万5,000円の増の主な要因は、11節需用費の増であります。2目教育振興費の3万円の増は、7節賃金の増であります。

続きまして、71ページの10款4項1目幼稚園管理費の90万1,000円の減の主な要因は、7節の賃金の減100万円、これが主な要因であります。

続きまして、72ページをお願いします。10款5項1目社会教育総務費の74万円の減の主な要因は、2節給料と3節職員手当等でございます。2目の公民館費の減の1万円は、9節旅費の減でございます。3目文化財保護費の2万8,000円でございますが、増の主な要因は、次の73ページの14節使用料及び賃借料の増でございます。そして4目今帰仁城跡整備事業費の78万4,000円の減の主な要因は、4節共済費105万5,000円の減が主でございます。続きまして、5目歴史文化センターの7万6,000円の増の主な要因は、次の74ページの11節需用費の増でございます。6目グスク交流センター等費の56万円の減は、4節共済費の減でございます。

次の75ページ、10款6項1目保健体育総務費15万1,000円の増の主な要因は、11節需用費119万5,000円、これが主な要因であります。

続きまして、76ページをお願いします。10款6項2目学校給食費の147万9,000円の減の主な要因は、次の77ページの7節賃金130万7,000円、これが減の主な要因でございます。

次、79ページをお願いします。11款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費の65万円の減は、15節工事請負費の100万円の減が主な要因でございます。

次、80ページをお願いします。11款2項1目土木施設災害復旧費216万2,000円の減の主な要因は、15節工事請負費191万円の減が主な要因であります。

次の81ページ、12款1項1目元金、補正額の527万9,000円、これは23節償還金、利子及び割引料の増でございます。利子の減の231万円は23節の減であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 歳入10ページです。1目、2目の個人、法人の減が大分あるんですけども、その詳細をお伺いします。それと20ページの1目の1節、畜産担い手育成総合整備事業の減の詳細。それと22ページの1項3目の農業使用料の減、あと27ページ、2目の老人クラブの助成事業の減についての詳細をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

10ページ、個人住民税の減、及び法人税の減についてですけれども、個人住民税に関しましては、今年に限らず、小泉内閣時代の三位一体改革における税源移譲によりまして、所得税から個人住民税に移ったわけでございますけれども、その点、調定としては上がっているんですけども、なかなか趣旨というか、それが住民に十分伝わらず、徴収のほう少し滞っている状態で、予算減にしております。法人税に関しては、全体的なというか、全体的だとは思いますが、経営的な不況による法人税の減と解釈しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

まず最初20ページの13款1項1目の農林水産業費分担金の1節の農業分担金の172万3,000円の減の原因でありますけれども、この説明にもありますように、これは畜産担い手育成総合整備事業の中の農家の負担分を徴収して、納めるという分担金でございます。負担割合としましては、2件の補助を引いた後、10分の1の農家負担分がございます。当初は200万円の負担分ということですので、事業費としてはざっと2,000万円の事業を組んでいたということです。つまり測量設計を含めて、実施まで一部入るという予定でしたけれども、今回、測量設計だけで終わったという事情がございまして、負担分が減になりまして、負担が27万7,000円と。その負担からすると今回の事業費はざっと270万円か280万円程度の測量設計ということになっております。農家としましては、全体事業としては3農家ですけれども、今回は2つの農家ということでございます。

あと22ページの14款1項3目の農林水産使用料、これは16万9,000円の減になっておりますけれども、当初、家畜市場の使用料としまして、歳入を見込んでおりましたけれども、貸付側のJAとの調整の中、

等々がございまして、甲乙契約をした金額が年間77万3,411円になっております。その精算ということでございます。使用料の算定方法としましては、これは北部振興事業で実施されておりますので、村の負担分を耐用年数で割って算出してしております。あと一部、村有地もございまして、村有地の地代、それも入れた算出になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは16款2項2目の老人クラブ助成の減の内容について、御説明いたします。

県の補助金で2分の1補助があるんですけども、歳出のほうで老人クラブ、単位老人クラブの助成金90万円、それから老人クラブ連合会への助成金が108万3,000円ありますけれども、単位クラブの老人クラブの活動が結成されてなくて、補助金の申請がないような状況がありましての減もあるかのように聞いております。あと歳入の減の詳細の中身について、詳しくは今資料を持ち合わせておりませんので、もし必要でしたら、後ほど減の要因、詳しい資料を提供したいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、回答をいただきまして、再度お伺いします。

10ページの個人と法人の歳入の減に対してなんですけれども、法人に関しては不況による経営のあれで減ったんだということなんですけれども、個人の分は滞納であると。不況で所得が減ったからとかではなく、純粋に滞納のだけで、数字は確定しているけれども、滞納があるのか、それとも滞納だけの問題なのか、不況による所得が減ったための部分も大いにあるのか、それを再度詳しく、個人に関しては、所得割の部分に関してはお伺いします。

それと20ページの畜産担い手整備事業の減なんですけれども、2農家が測量と設計ですか、その部分で終わってしまったために減であるということと、3農家のうちの1農家が撤退したからということなのか。では次年度はどういうふうに、その継続があるのか、それが次年度にも歳入が見込めるものなのか、お伺いします。

それと老人クラブの助成事業、今、再度出すときも結局老人、ちょっと大ざっぱで構わないんですけども、老人単位クラブの活動が乏しいということで予算を使い切れなかった、今わかる範囲でも構わないんですけども。今、福祉に関しても老人をなるべく施設に入れられないような形をとりながら、いきいきと健康であるためには老人クラブの活動というのはすごい大切だと思うんです。今、福祉保健課長としてもこの辺の把握をしていないのか、もっとこれを使い切ってお年寄りが外でも元気にグランドゴルフとか、そういった活動がしやすいように、足りないぐらいにするほうが本当はいいんですけども、減になるということはやはりお年寄りが外に出る機会というか、この組織としてやはり活動してみんなを出すような雰囲気をつくっていかないといけない中で、減になるというのは私はちょっと疑問だなと。もう少しその辺の活動をしやすいように、行政としても資金的な面からもバックアップするべきではないのかと。その辺、再度お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 再度、個人、住民税ということなんですけれども、住民税の場合、確かに滞納

による部分も若干あると思います。それと給料天引きをするんだったら、それで確実にとれるんですけども、それが普通徴収という形で納付書を発送して徴収しているわけでございますけれども、それに関してなかなか全部が全部思うように徴収できていないというのが現状でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時45分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 その割合というのは確かに前年度より所得が減って、税だけは前年度並みの税を持つという人たちもいますし、滞納者によるという減額もあるんですけども、その割合というのは今明確にここに数字は持ち合わせておりませんが、必要であれば後からまた資料なりを提供できればと思っています。

今大体でというところでは、6、4ぐらいでは6が滞納ではないかと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど少し説明不足だったのかと思いますけれども、畜産担い手育成総合整備事業の全体事業の中で3農家がありまして、2つの農家が平成23年度、平成24年度に3つの農家が入るということでございます。そして平成24年度はいよいよ工事着工ということで、3農家の分担金が3,500万円を新年度で計上していく予定にしております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時50分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 6番議員のほうから老人クラブの活性化をして、地域での高齢者の健康づくりをもっと活性化するべきではないかという御指摘がありました。まさにそのとおりだと思います。本来、今回の予算提案上、歳入の減に伴って歳出の減もしかるべきだと思うんですけども、歳出の減がされてなくて、詳しい説明が、非常に申しわけなく事情が変わりまして、それでさっき申し上げたとおり、再度中身の説明を、歳入歳出伴って資料提供で御説明したいと思います。今婦仁の介護保険料の高騰といえますか、医療費の伸びについては、6番議員指摘のとおり、施設介護のほうが多いというのが主な要因でございますので、その辺の地域への活動をより活性化するように努めなくてはいけないと重々感じております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 今、質疑に答えていただきまして、担い手事業に関してはわかりました。また老人クラブの件に対しても今後外で活躍できるように、お年寄りが元気なように行政としてもバックアップしていただきたいと。これはこれでいいんですけども、ちょっと聞き忘れまして、畜産市場の収入の件で、77万3,411円という数字が確定しているのに、なぜ精算して減に…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

6番。

○ **6番 座間味邦昭君** 16万9,000円が、いわば77万3,411円の年間の使用料が生産して、16万9,000円は減額されたということだと思いますけれども、なぜ精算する理由があるのか、これで契約書をうたっているということであったのに、なぜ精算する理由があるのか。再度お伺いします。

それと個人の所得割に関して、今、6対4は大ざっぱであると思うんですけれども、6、4ぐらいで6が滞納、4が所得の減ということになっているんですけれども、新年度の予算を見ると、こんなに所得は前年度よりは多く考えているんです。この経済状況、さっき法人税に関しては、相当な減額を見て、新年度予算組まれているんです。なのに所得、しかも今、何と申しますか、会社に所属して給与で天引きされる方はいいんです。本当にまだしっかりと会社で働いている。でも今帰仁村の状況というのは、そういった自分で税を申告して、税を納めて、国民年金も払っていて、本当にあしたはわからない方が多い、現状は働く場がないんです。そういう中での今帰仁村は割合が多い中で、それを認めていらっしゃるのに、来年度の、新年度の予算の所得割というのはかなりの増額を見えていますよね。先ほど小泉内閣の三位一体改革があって、それは前の話からというよりも、経済状況だと思うんです。そういう中でかなりの増額を見込んでいる割には、所得割の減額が、先が余り読めていないのかというのが感じるところなんです。滞納は滞納であるので、徴収員を今採用していろいろ取っているんですけれども、所得が減になって落ちてしまった。なのに新年度は、この経済状況という話をしていっている中で、また安定しない雇用で個人でみんな申告しているような方がほとんどの、今帰仁村の場合は状況なのに、あしたはわからないで経済が厳しい中で所得割の部分、新年度は大分大きく見込んだなど。そういう明るい見通しが今帰仁村にあるのであれば、その方向。こういうことだから、これだけ見込んでいますと。これは新年度予算で聞くべきものなのかはわからないんですけれども、一応この減額になって、減になったので、今の状況というのを、減になった、再度、今帰仁村の個人の方たちの経済状況や、こういうことだから減になったという要素がわかるのであれば、答えてほしいんですけれども、お伺いします。

○ **議長 久田浩也君** 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど22ページの家畜市場の使用料の減額の件なんですけれども、まず先ほども申し上げましたように、使用料の算定方法としましては、村が持った分を耐用年数で割り込んでいくということでございます。その中で、当初は前回までは、古い市場までは家畜市場自体の使用料はとらずに、土地の賃貸料だけとっていたものですから、それも含めた算定をいたしました。当初は94万2,000円ということをやっていたんですけれども、その中で土地の貸しつけの徴収に関する条例がございまして、宅地のランクがあるんです。金額ははっきり覚えていないんですけれども、そのとり方の中で、上位をとってしまったのがありまして、担当のほうで。その辺を精査して16万9,000円を減にして、結果、契約したのが77万3,411円というふうになっておりまして、その分を歳入に見合うように減額したというのでございまして、そこには事務的に土地の単価のとり方があったものですから、そこで歳入に見合った補正というふうになっております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かに新年度のほうでは納税義務者の増ということで予算を確かに上げております。理由としては、納税義務者の増です。調定としては、そういうふうに上げていますけれども、実際、今年度に限りましては滞納者もいるということと、実際は申告、現在の状況とかということをお話しますと、税の申告あたりを見てもやはり農家の方、また営業者の方等の申告等を見ていると、収入はそれなりに上げていてもやはり経費で相当落とされるということで、所得としては確かに低い部分が否めません。そういう状況でありますけれども、納税義務者数としてはふえているということで、新年度は予算上、上げてあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時01分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 現年度、繰り返すようでありますけれども、所得の減と滞納によるものということで、270万円減にしている状況でございます。

所得の減は税の場合、昨年1年間の所得状況から、計算いたしまして、住民税等を課していきますけれども、それが去年までは働いていたけれども、今年からは仕事が無くなった人とか、そういった人の増というのも所得割の減の一因と考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時02分)

ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 21ページの使用料に関して、事務的な手続のミスだったということで、経済課は多いものですから、今後しっかり手続のミスとか、事務的なミスというのは、相手にも迷惑をかける話でありますので、しっかり今後事務的な手続というのは気を引き締めて再度、茸の問題からちょっと多いものから、気を引き締めてお願いします。

それと今の個人の所得割に関して、ここをちゃんと把握しておかないといけないんです、認識。この個人の所得が減るということは、この地域の実情というものを把握しないと、今後の政策や運営に対してどういうところで住民は困っているんだ。仕事がないので働く場がないんだと。ここによってあらわれてくるんです。そこを把握しないということは、全く村民がどのように苦しい思いをしているのか、上がるならいいです。こういう結果で所得が上がって、所得割の分がふえたという話ならいいけれども、どんどん今の経済状況で減っていつているんです。そこをちゃんと認識することによって、当局に対してどういう策を打つべきだとか、所得の税収を上げるためにはどういう策を打ってくれと、そこが基本なんです。そこを把握しないまま、行政が事業をするなり、何をするなりでも、村民がどのように今苦しいことによって、仕事がない、働く場がない、安定した職場に就いていない。それが個人所得だっただんだん減っていく。ここが村の一番基本なんです。そこを把握して、簡潔に…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)
6番。

○ 6番 座間味邦昭君 とっても大切なところです。これによって村民の苦しみや痛みがわかるんです。それによって村民の目線、立場になって行政が運営できるかということ基本なんです。そこを把握しないということは、自分にとって恐ろしい。そこを今の地域はこういう実情なんだと、税金、所得が減って納めきれないような税収が上がらないですと。その点をどう考えるかが当局の手腕であって、村長の手腕であって、そこを的確に伝えないと、全く的外れな政策を打ってしまいます。だから住民課長としては、今の地域の所得の低さということをちゃんと把握して、これをトップに伝えるぐらいの思いを持たないと、本当に苦しいです、今。働く場ないです。だから減るんでしょう。仕事ないです。だから法人税減るんでしょう。ここをちゃんと把握しないと、ここをちゃんと的確に伝えないと、間違った政策を打ちます。だから住民課長、本当にこの税というのは経済状況をあらわしますので、ここはただ減ったというだけで済ますのではなく、何を要因で減ったのかというのはちゃんと確認しないと。大切ですよ。再度お伺いします。この辺の認識についてどう考えているのか、法人税も減った。個人の所得割も減った。最後にもう一回、これに対する見解をお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑ですが、実情としては先ほどからも繰り返したとおりでございますけれども、住民課からの立場としましては、現状がこうであるということしか今のところ述べられませんが、安心して、滞納もなく、所得割も上げられるように何か手だてはないか、しっかり考えていきたいと思っています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時10分)
住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 6番議員のおっしゃるとおり、現在の社会情勢、申告などを見る限りでも大変厳しいものがございます。そういった中で、法人税割も御存じのように下がっていますし、ちょっと不景気だということで、予算のつくり方としても十分その辺は認識した上で、予算編成をし、不況な現状を十分反映させて、見据えた上での予算編成をしっかり行っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時11分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時20分)
8番。

○ 8番 與那嶺好和君 災害復旧費国庫負担金、乙羽山林道災害復旧の減の9万円、23ページ。乙羽山林道災害復旧の減の9万円の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

23ページの15款1項3目災害復旧費国庫負担金です。その1節の農林水産施設災害復旧費の説明の富原林道、乙羽山林道災害復旧の減の9万円ということなんですけれども、災害復旧の工事といいますのは、

まず国の査定を受けまして、査定の中で査定監のほうでどれぐらいの金額にしなければという査定がございまして、その削られた事業費の国庫負担分の減によります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 なぜ聞いたかという、林道の舗装の割れ目がたくさんあるんです。今はいいけれども、万が一、割れた場合、穴もあいて、段差もできているところもあるんです。だからこれは今のうちに、予防のために穴をふさいで、アスファルトとか何かでやらないと大惨事になると思うんです。そういうもの事前の防災のためにも減になっているのをどうにかできないか、調査してですね。今でやっておかないと、片側通行もできないところもあるんです。玉城から上ってずっと上がったことありますか。ひびが入って段差もできて、U字溝も壊れたところがあるんです。これも一つの災害なんです。今でやっておかないと、あとで莫大な金がかかったときなんかはまた何カ年か待つわけです。特にユートピアのところから、前チャージを植えていたところまで、造林したところ、あのあたり。とにかく谷間の近くです。たくさんひび割れがあるんです。それも一つの災害だと思いますよ。だからこれを調べたことがあるかないか。そして今後はこういうところはコールターを入れて、砂を入れてコールターを上からやるか、考えはあるかないか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

御指摘の玉城林道の字玉城側から上がっていくところは数カ所舗装の痛みがあることは承知しております。それについては単独で数カ所補修はしております。ただいまもう一度調査して、御指摘のありました箇所についても調査してみたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 アスファルトがえぐられるということは、水の勢いが強いわけです。ああいうところはコンクリート舗装しないとたないわけです。舗装をしたからといって、でこぼこになしますからね。玉城林道から上がってきたところですね、途中。特に急坂があるところなんかはそういう例が多いわけです。舗装をいくらやってもまた繰り返します。そういうためにもコンクリートで舗装したほうがいいのではないかと思いますけれども。だから入れるのは方法だと思うんです。工法的には。だから行政は机の上の番をするだけではなくて、たまには回って、こういう調査までしないとわからないと思います。早く玉城から上がって今泊まで、ただ草を刈ればいいではなくて、こういうひび割れしているところは災害復旧でとれると思うんです。どんな方法がいいか考えて。今年予算にも費目存置になってるんですけども、これは今年の台風に向けてやる考えはないかお伺いしたい。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かに現場を確認することは大切なことだと思ひまして、私も回っているような状況でございますけれども、ただ、補助事業を受けようとなると、この事業のボリュームの問題があります。たしか30万円以下は採択できないとか、それ以上ないといけないとか、いろいろ制約もございまして。そういうのも勘案しながら大きな工事についてはおっしゃるとおり、補助事業で対応して、小さなところは単費で対応していく

ような考えを持っております。また工種についても確かにアスファルト舗装をコンクリート舗装にしなさいとか、いろいろ提案がございますけれども、費用対効果も考えないと、財政との調整もあるかと思しますので、その辺もいろいろ考慮しながらやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 一般者からのふるさとあれがありますね、寄附がありますね。特別納税か、今帰仁村でどうぞ使ってくださいという寄附があるでしょう。なんであれを貯めるだけでなく、こういうものに使ったらいいんです。ふるさとのためですから。万が一のことを考えて予防しようといっているのに、ああいいうお金は残して、あれは村で使ってくださいといって、他市町村の今帰仁出身者があげているわけでしょう。あれは貯めるものではないです。使うものです。教育であろうが、何であろうが。寄附は積み立てするものではないです、使うものです。ふるさとのために使ってくださいといって寄附するんです。そうではないですか、村長、これの答弁を求めます。

それと防災というのは前もってやっておかないと、いつ、今新潟でやっているでしょう、あの地すべりが。ああいいうぐあいになった場合、億という金がかかるんです、今帰仁村でも。それを未然に防ぐためにこうやって災害復旧の金はマイナスになさないためにも使い切るのが行政でしょう。調べた後から、見たらああそうだなと。そういう意味では、向こうに何で不法投棄のパトロールなどはいるんですか。あの方が気づいて行政に言うべきではないですか。こういうものも。村当局は。村長、これには答弁を求めます。ふるさとに寄附するのはどんなものでも使っていいのではないですか。子供のためであろうが、何であろうが。これは村長に答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 御質疑にお答えいたします。

林道については、御指摘のとおり、そういうひび割れがあれば、先ほど経済課長からも答弁がありましたように、一般財源で早目に補償していききたいということでもあります。ふるさと納税につきましては、これは納税した人の目的というか、これに沿ってしか利用、活用できないんです。こういうことに使ってほしいと。例えば教育とか、観光とか、その他はありますけれども。やはりこういう道路についてはふるさと納税ではなくて、一般財源を活用していったほうがいいのかと、目的からして。そういうふうを考えておりますので、先ほど経済課長から答弁がありましたように、一般財源で、村単費でそういうところの補修をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。3番。

○ 3番 内間利三君 24ページです。15款国庫支出金、そこに4目の農業水産業費国庫補助金があるんですが、6,720万円計上されているんですが、どういう事業なのか。それともし場所等があれば場所、それと国庫負担金が幾らなのか、県負担が幾らなのか、村負担が幾らなのか、ちょっと説明を求めます。それと5目の土木費国庫補助金、これはマイナスになっているんですが、長寿命化修繕計画策定というのがあるんですが、その説明です。どういう事業なのか、これも場所があるのかと思っているんですが、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

24ページです。15款2項4目農林水産業費国庫補助金の4節農業費補助金の6,720万円、農業体質強化基盤整備促進事業ということで、これは国庫事業になっております。負担割合としましては、国の80%補助です。つまり事業費としましては、補助基本額が8,400万円であります。8,400万円の80%が6,720万円という状況であります。この事業は実は国の第4次補正はたしか2月頭ごろだったと思うんですけども、成立しております。2月8日だったと思うんですけども。それは震災絡みの復興ということと、中に農業基盤の整備ということで、これはTPPも絡んでいるということで計上されております。その中で今回補正を受けて、こういう事業を進めているような状況でございます。事業の内容としましては、基盤整備ですので、住民から一番要望がありまして、村長としましては一番農家の基盤になるのではないかとということで、農道整備を主に予定しております。農道整備については、各区長からの要望を区長会で上げてもらって、今回、整備の内容としましては、一番即効性のある簡易舗装というのを予定しております。事業概要は今全体で38路線を予定しております。それで延長としましては7,000メートル、7キロを予定しております。先ほども申し上げましたように、現道の拡幅とか、改良と、用地とか絡むものではなくて、現道を利用して舗装をしていくという事業ですので、そのように今計画をしている状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 24ページ、15款2項5目7節の社会資本整備総合交付金の中の長寿命化修繕計画策定の件ですが、この事業につきましては、橋梁の長寿命化のコスト縮減を図るために長寿命化修繕計画を策定していく事業になります。補助率としては10分の6.5の補助率になっております。当初195万円の予算を計上していましたが、これに基づいてコンサルのほうに委託して入札を行った結果、115万5,000円の金額で業務を請け負っています。これによる入札残の減になりまして、今回の減の補正ということになっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 4目の農林水産業費の国庫補助金というのは、先ほど各字の区長に依頼して設計したものの7,000メートル、これは理解いたします。これは全字ということでよろしいんですか。それともう1つ、国庫が80%、あとの20%は村債でやっているあの金額に多分等しいと思うんですけども、1,680万円ということで理解してよろしいのかどうか。

それと5目の土木費、長寿命化修繕計画策定というのは、私がちょっと聞き落としたのかわからないんですが、この長寿命化修繕というのがあまりぴんとこなかったんですが、この説明。これは国の10分の6.5の補助ということで、あとの残りは村負担なのか、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、7,000メートルの簡易舗装を予定しておりますけれども、全字にわたるかということですが、これは基本的に字、おおむね400メートルということで、全字を予定してお

ります。あと負担割合は御質疑の中でもありましたように、80%が国庫補助で、補助基本額の20%は起債になっております。起債は1,680万円です。歳出でも出ますけれども、単費が40万円つけまして、総事業費としましては8,440万円となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 長寿命化の件ですが、本村の道路上にある橋梁とか、ボックスカルバートが37カ所にあるんですが、その37カ所の橋梁とボックスカルバートの調査に基づいて、ひび割れとか、損傷している箇所の調査も行っています。その調査に基づいて、損傷箇所の補修とか、今後、老朽化している橋梁とか、そういったものを補修で済むのか、また架けかえでいくのかとか、こういったものを長期的に計画を立てて、順次また補修を取り組めるような計画を策定する業務になっていきます。その舗装する調査をすることによって、補修をすればまたその施設が長い年月使えるような状況にもありますので、長い目で見ると、コスト削減をやっていくというようなものです。そういったものの調査の計画をつくっていています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 3番。

○ 3番 内間利三君 4目は課長の説明で納得しました。5目の長寿命化というのは、以前に与那嶺公民館の前の橋の架けかえですか、そういう感じのものですか、それとも一部補修とか。補修をして長寿命化するということであるのか、これを確認して質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 今この長寿命化の計画の段階で、現況の橋梁とか、先ほど話しましたボックスカルバートとかの調査もして、そういった調査に基づいて、ひび割れとか損傷している箇所を調査しているものもありますので、それに基づいて補修の内容をどのようにやっていくかというのは、今後のもので、全体の37橋あるものをどういった補修をすべきかとか、そういったものを調査している内容になっていきます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 29ページの16款3目1節農業費委託金でミバエ地上防除事業のマイナス25万6,000円について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

29ページの16款3項3目1節の農業費委託金、ミバエ地上防除事業です。これにつきましては、県の委託金で実施しております。主な事業としましては、賃金を使いまして誘殺剤の誘殺剤板の設置及びトラップを使いまして、ミバエの不妊虫であるということの調査とか、そういう等々をしております。今回、県の事業の縮小によりまして25万6,000円を減額している状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この件につきましては、平成24年度の予算が13万8,000円、ミバエ事業に上がっているわけですがけれども、なぜこの話をしますかといいますと、沖縄は今までミカンコミバエ、あるいはウリミバエで移出禁止といいますか、その中で非常に農業部門で大きな打撃を受けてきております。それ

がミバエ対策でいろいろ防除も成功しまして、今は自由に移出できるようになったわけですがけれども、沖縄県はいつ何時またミバエが入ってくるかわからないという状況の中で、この事業だけはぜひ続けて、継続してもらいたいと思うわけですがけれども、これは県がもしその予算を削ってきているのであれば、やはり県にも要望して、現状の予算は獲得すべきではないかと思う中で質疑しているわけですがけれども、来年度の予算が13万8,000円組まれているんですけども、今年の事業金額といいますか、25万8,000円返すんですけども、事業は幾ら事業したか答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

2点あったかと思えますけれども、1点目はこの事業の継続について要請すべき点と今年の事業費ということだったと思えますけれども、1点目の県の担当課への要請ということはきちんとしていきたいと思えます。またミバエ事業そのものは全県的な事業だと思えますので、その辺も含めて、それは村長を含めての要請になろうかと思えます。あと今年の事業費は幾らだったかということなんですけれども、今手持ちの資料がございませんけれども、ほぼ平成24年度並みの計上であったと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 このミバエ事業につきましては、県のほうから削減してきているということでありますので、我が今帰仁は農業立村ということで、農業が基幹産業でありますので、村長としてもぜひこの件については県に要請しまして、現状、それ以上に予算獲得できるように要請していただきたいと思えます。これはミバエが入ってくれば、また大変なことになりますので、常に防除体制というのは厳重にやっていかなければならないのではないかと思いますので、村長にもぜひ県にその件は要請お願いしたいと思えます。これをもって質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時50分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思えます。

農業費委託金のミバエ地上防除事業ということで、県からの事業でございますけれども、これにつきましては、先ほど石川議員からもありましたように、いつ入ってくるかわからないという地理的条件があると思っております。そういう意味では、予防が大事でありますので、この件につきましては、県に対しても要請をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時51分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

ほかに質疑ありませんか。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 27ページの16款県支出金、2項県補助金の3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の307万5,000円の減の要因を説明をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの16款2項3目1節保健衛生費補助金の307万5,000円の減についての主な要因について御説明いたします。

まず乳幼児医療費助成事業補助金、県の2分の1でございますけれども、県の基準額に申請の件数が少ないということで、72万5,000円の減です。あと健康増進事業についても県の2分の1補助事業でございますけれども、住民検診の補助金等々、歯周病検診であるとか、C型肝炎の検診であるとかという内容のものでございますけれども、その辺のものが補助基本額より少ないということでの減額です。あと妊産婦支援基金事業についても同様の内容です。インフルエンザ予防接種助成事業につきましては、本来、平成22年度の事業で、終りであった事業なんですけれども、平成23年度で計上してしまっ、最終補正での全額の減にしております。ワクチン接種緊急促進事業についても5万4,000円の増に、接種者がふえたということでの増です。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今の答弁ですけれども、乳幼児医療費助成事業補助金というのは2分の1の事業で、幼児がこれだけいなかったのか、見積もりどおりに実績がなかったのか。それとインフルエンザワクチンというのは当初なかった予算であるという形だと思います。それに対して、実績でこれだけ下回ってくるのは当初の見方が甘かったのか、要するにそれだけの児童がいなかったのかということをもう一回答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 まず初めにインフルエンザ予防接種の補助金について御説明申し上げます。

平成22年度につきまして、新型インフルエンザが全国的に猛威を振るったということで、特別にインフルエンザ予防接種の無料での接種がございました。それが平成23年度まで続くという見込みで平成23年度、今年度の予算でございますけれども、そのまま計上しており、途中で途中で予算計上後に新型インフルエンザ予防接種事業については、通常の市町村の一般交付税持ちでの予防接種に変わるということで、最終補正でのインフルエンザ予防接種補助事業の減額となっております。あと乳幼児医療費助成事業につきましては、本村のほうでは小学校入学前までの児童生徒に入院、外来ともに補助をしております。県の補助金につきましては、入院のみ、小学校入学前です。外来につきましては、3歳までが補助対象になっております。補助の減額の理由としましては、今年度につきましては、それほど昨年度に比べまして、インフルエンザの風邪を引いた子供たちとか、病気にかかった子供たちが少なかったという関係で、補助金ともども減額になったということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今帰仁村長寿村健康村という形で宣言しているわけですが、そういうワクチン接種とか、乳幼児の医療費助成とかという形で、今後村民に対しての周知徹底とかという形での呼びかけなり、そういう補助事業を活用しての村民の健康増進、予防に対してもっと積極的に取り組んでいったほうがいいのではないかという気がします。そこら辺もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまの5番議員の御質疑にお答えします。

まさに病気にならないように、重篤な疾病にかからないように予防接種と、予防にかかる対策が必要だと思います。それにつきましてインフルエンザ予防接種につきましても1,000円名ほど、65歳以上の老人が対象ではございますけれども、1,000名ほどの接種、任意の希望ですので、個人が希望すれば村内の病院で受けられるということになっております。

あと乳幼児医療につきましては、もしかかった場合の経済的な負担軽減のことでありますので、できるだけ疾病にかからないように、家庭、地域での子供たちの予防の活動にいく中で、そういった扶助費等の助成についても縮減できるかと考えておりますので、予防については徹底してやっていきたいと考えております。啓蒙につきましても、今後さらに御要望等が出ないように、予算確保したものについては、予防につく費用につきましては、徹底して村民が予防活動に参加できるように啓蒙を図ってまいりたいと思います。以上です。

○ **議長 久田浩也君** ほかに質疑ありませんか。11番。

○ **11番 東恩納寛政君** 議案第25号 平成23年度今帰仁村一般会計第6回補正予算歳入について質疑を行います。

22ページ、14款使用料及び手数料、4目の商工使用料の85万円、古宇利ふれあい広場シャワー使用料について説明を求めます。

30ページ、寄附金の1目一般寄附金の55万円の補正額とその次のページの繰入金の1,026万3,000円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金と今帰仁村庁舎の維持管理及び建設基金についての減額補正の説明を求めます。

それから33ページです。21款諸収入、4項4目雑入45万5,000円の中の観光パンフレット広告料38万6,400円についての説明を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまの御質疑にお答えします。

私の所管しているのは2点だったかと思っておりますので、まず1点目の22ページの14款1項4目の商工使用料、1節の商工使用料85万円の増、実はふれあい広場のシャワーは有料になっておりまして、当初の見積額が262万円だということだったんですけれども、今回の使用料の増加ということですので、使用の増加ということで、85万円を見積もっております。

あと33ページでしたか、21款4項4目の雑入、2節の雑入の観光パンフレットの広告料ということなんですけれども、今回観光パンフレットを作成するにあたり、いろんな企画を立てたところ、商工会あたりと観光業者のJTBと連携をしまして、よりよい観光パンフレットのあり方ということを検討した結果、少し予算だけでつくるのではなくて、観光業者が村内にはございますので、このパンフレットの中に広告料をとって、よりよいパンフレットづくりができるのではないかという企画がありまして、その中で広告料をとって、観光パンフレットを作成したような状況でございます。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 総務課長。

○ **総務課長 山城徳男君** ただいまの質疑にお答えいたします。

まず30ページ、18款1項1目一般寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございますけれども、内容としましては、平成23年12月の寄附金でございます。寄附者数につきましては4人で、寄附金額については55万円でございます。

それから次のページでございますけれども、31ページ、19款1項1目繰入金、繰入金の1,026万3,000円の減についてでございますけれども、まず今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の取り崩し額でございますけれども、派遣費の減額補正に伴って、この取り崩し額を減額とするものであります。それから今帰仁村庁舎の維持管理及び建設基金、これにつきましても基金から取り崩した庁舎改修工事費の減額に伴う基金の取り崩し額の減額でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時46分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 質疑を行いたいと思います。

まず22ページの件、ふれあい広場シャワー使用料、いつも補正で年度末にこのように補正されていると理解しています。シャワールームと隣接すると思いますけれども、その使い道についてなんです、前年度も、去年の暮れにもそういうのがありましたけれども、トイレのほうは女子トイレがどうしても需要と供給のバランスがとれないというのがありまして、毎年使用者及び観光客も増になっていると思いますが、このほうは去年もそういうのが出たんですが、改善されたかどうか。毎年、使用料もこのようにして補正されておりますので、そういう使い道があるかと思いますが、何か全体的に使う量と供給が釣り合わなくて、向こうのほうで、現場でのクレームが多いと聞いていますが、その辺、改善できたかどうか、再度答弁を求めます。

それからうるおいと安らぎのむらづくりについては55万円、先ほど休憩中に総務課長から細かい内容も聞きましたが、創設資金の目的がいわゆる1号から7号ぐらいまでであると聞いていまして、それと平成20年から今年で4年目になるかと思えます。総額基金はどのぐらいになっているのか。今回も55万円がそのまま歳出のほうにあって、財産運用基金のほうに繰り入れされております。使うのも貯めるのも大いに結構なんですけれども、先ほど8番議員からもありました使い道についてです。私もそれについては少々疑問があるんですが、うるおいと安らぎのむらづくりとネーミングもされておりますので、ある意味では一般財源的な使い方でも可能ではないかと、これは村長にお尋ねしたいんですが、今回の55万円の使い道も含めて。それから今までの基金がどのぐらいたまったのか、今現在あるのか。それからこの4年間の運用実績、どんなふうに使っているか、これはある意味では、これまでの基金者に対しても一つの答えを出さなければならないだろうと。来年は5年目にもなりますし、一つの節目ですし、それから財源というのはいくらあっても足りないし、いつも不足というのが村長の口ぐせでもあるんですが、こういうところで弾力的に運用ができないものかどうか。午前中の質疑の中でも村長の答弁には、これは使途が限られていて、道路とか、そういったものには使えないという答弁もしていたんですが、逆に村長の裁量でここは使いましたということで、堂々と逆に寄附者に対しても説明してしかるべきかと。いわゆる使う、寄附した側も村のためのうるおいと安らぎのために使われれば、創設の意義も生きるかと思えます。その点では村長の

リーダーシップ、あるいはまた独創性をこの基金に生かせないかどうか、今あわせてこれまでの基金、それからこれまでどういうふうに使ったかどうか、それを答弁できるだけ、ここで求めていきたいと思いません。

それから同じ項目の中にあります維持管理及び建設基金については3月、2月の後半に既に本庁舎の雨漏り改修も終えて、ある意味では新しい庁舎の形になってはいますが、この基金そのものもまたこれから維持管理のために使われるだろうと思いますが、今後の計画もある程度出ているのであれば、この1,000万円減額されておりますが、繰入金としての1,000万円ですね、次年度にどのようにこれが生きていくのか、できるだけの答弁を求めたいと思います。38万6,400円のパンフレットについては、課長の説明で理解しております。あわせて再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

22ページの古宇利ふれあい広場に関連しての御指摘でございましたけれども、今、御指摘のとおり、確かに今その施設の改善については大変苦慮している状況で、いろんなクレームもございます。ただし、今のところ、これは基本施設が沖縄県の施設で維持管理を村が委託を受けているという契約関係の中で、去年も2回ほど土木事務所のほうに要請もありましたし、村長のほうからも本省のほうも一度か、二度要請はしております。ただ、これは架橋がかかるときの想定を超える人員だと。ただ、今のところ統計上はレジを通った人がざっと数えて20万人と、レジを通ったのが20万人といえますので、その入込客となりますと、40万人、50万人という想定だと。現状を見ていますと、どうしてもほかの離島の架橋とは比べものにはならず、どんどん延びているような状況です。他の離島架橋にしますと、数年たつと入込客が減っていくというのは県の統計でもあるということで、土木事務所でも話はしているんですけども、なかなかこれは改善されないような状況で、そういう状況がきております。基本施設でありますこともこういう原因が県の施設だということもあって、今後はこれは大きな方針に、村長のほうで方針になるかと思えますけれども、新しく増設するのか等々については、私のほうで答える範囲ではないんですけども、一応管理については管理者と協議して、汲み取り回数を多くするか、あとは業者をお願いしてEM菌で悪臭対策とか、そういうものと、隣にあります、今、古宇利の字の公民館で使っております改善センターがトイレもピークの時期は使用するか、そういう等々の対策はとっておりますけれども、いかんせん御指摘のとおり、今対応ができていないような状況で、それについては今後とも対策は上のほうとも協議しながらとっていきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは東恩納寛政議員の質疑にお答えいたします。

まず基金のうるおいと安らぎのむらづくり応援基金の残高、総額でございますけれども、現時点で1,458万7,916円となっております。それと4年間の運用関係でございますけれども、平成22年度に160万円、図書費、それから中学校駅伝とか、そういった派遣費補助に活用しております。それから平成23年度、合計で159万1,000円については、教育、文化スポーツ活動の充実関連で活用しております。それとその他目的達成のために村長が必要と認める事業に380万円活用しております。合計で支出した金額が645万

1,000円となっております。それから庁舎建設基金でございますけれども、今回工事費の庁舎改修工事費の減額に伴う繰入金の減額でございますけれども、結果的に1,000万円が取り崩し額が減額となりますので、今後のこの基金の運用、計画といたしましては、基金の設置目的である庁舎維持管理、それから将来の庁舎の建設基金を合わせて運用していくという形になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の活用でございますが、基本的には寄附をした人の目的というか、意思に沿って活用したいというのが私たちの基本的な考えであります。といいますのは、教育関係、そして観光、健康づくり、その他の目的によって使っているわけでありまして、先ほど答弁したことにつきましては、道路とか、こういうものについては単費とか、一般財源を使って補修とか、そういうのをしていきたいということを申し上げているわけでありまして、そういう意味で、平成24年度につきましては、観光協会の組織ができて、相当観光関係に基金を繰り出しをするという状況もありまして、今後、教育といいますと北山高校、幼小高の一体教育という中で、いろんな派遣を含めて、こういうのに活用していきたいということでありまして、この財源につきましても限られておりますので、ある意味では目的に沿った活用をしていきたいというのが私の考えであります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 答弁漏れでありますので、再度答弁したいと思います。寄附者に対して説明責任を果たすべきということにつきましては、そのとおりだと思っております。それにつきましては、何々に使ったということは報告をしていきたいと思っております。それとこれからもっとふるさと納税を村としても、議員、村民を含めて、非常に使い勝手がいい基金でございますので、ぜひ皆さんと一緒に、この基金をふやしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 22ページの件ですが、古宇利ふれあい広場について、課長の答弁がありましたけれども、今私が言っていたのは汲み取りとか、そういうことではなくて、実際に使用する場所のトイレの箇所なんです。特に女性トイレ。男性の場合は割とほかにもあると思うんですが、女性はそこしかないということで、とても困っているということで、今言ったのは、絶対的な数量の不足だということなんです。課長が話をしていたのは、県のいわゆるレジを通した20万人が現実にはその倍以上だろうということなんです。そういうことであれば、もう少し、現場としては県のほうにもこれではとても間に合わないということをもっと申し入れをして、予算要求なりをし、あるいはまた実施をして請求すべきかと。一番直接の現場でありますから、苦情が来るのは今帰仁村でありますし、村民としても、これは当然村が管理しているから村の責任だというふうになると思います。それから先ほど離島架橋はほかと違うということについては、私もまさしく同感だと思っております。最近の調査、調べたんですけれども、毎年上がっていくということが逆に、この5年から6年にあるだろうと言われております。どういうことかという、去

年、いわゆる一昨年(2020年)の12月に開通して、実際架橋がここから、いわゆる今帰仁から行く場合でもワルミ架橋が開通しても、今現在なんです、レンタカーなどのナビにはのっていないのが多いんです。2年前の車にはまだナビにはないわけです。したがって、まだまだ橋を通らないで行っているのが多いんですが、それでも徐々に新しい車に乗っている人たちはワルミ架橋がわかってきたということで、これは日を追うにつれて観光客がふえてくると。これは間違いないことだと思います。ナビに今までなかったのが出てきているわけですから、これを通して直接古宇利に行く人もふえているわけですので、今以上に爆発的にふえるだろうというのは既に現地でも言われているんです。ということは、向こうの需要をキャパして行って、そこもふやさないとなると間に合わない。こんな悠長なことを言っている場合ではないと思うんです。ですからこれは逆に村のほうも積極的に改造なり、今回もいわゆるシャワー使用料の85万円も増になっているわけですので、そういったのも使いながら、村にはもう事後承諾でもいいので、これは使わないととても間に合わない、パニックになるんだと。まして今年2回目のいわゆるマジックアワーRUNも成功にもっていかうとしているわけですから、もっとふえると。そうなる簡易等でも準備しておかないと間に合わないのではないかとこのぐらい切実だと思います。したがって、今課長はかなりの割とのんびりした答弁だったんですが、もう少しそういったのを緊張感を持ってやらないと間に合わないのではないかと、その点について再度答弁を求めたいと思います。とても間に合わないと思います、今のままでは。ですからまずはその受け入れ体制、駐車場だって狭いぐらいですので、この間の現場踏査を見たときにも少し感じたわけですが、そういうところありますので、再度、再答弁を求めます。

それとうるおいと安らぎのむらについては、総務課長から今説明がありましたけれども、その4年間で1,458万7,000円基金があるということで、どのぐらい出したのかというと、平成22年が160万円、平成23年が159万円、そしてその他村長が認めるものとして380万円、計で645万円ということは、基金の半分も使っていない。いろんな制約があって、このままでいけばどんどん基金はふえる。使うことは少ない。こんな贅沢なことはないと私は思います。むしろもっと積極的に使って、むしろ今回全部使ってしまったと。もっとお願いしますということをお願いすべきではないかと思えます。先ほど村長、再答弁の中で説明すべきだろうということでしたが、これは説明すべきではなくて、積極的にいろんな広報でも利用し、この今帰仁村のうるおいと安らぎのむらづくり応援基金は、このように使いましたという広報の場をもっと積極的に持つべきではないかと思えます。この点については、再度村長なり、あるいは総務課長なりでも再答弁を求めて、ぜひともこれは本当に今帰仁村は逼迫している財政の中で、これだけの基金を使い切れないというのは、何かほかの基金の使い方と私は違うと思うんです。これは何かがあるための予備的に置くものではなくて、むしろ毎年上がってきたのは毎年使い切るぐらいの使用の仕方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。その点については村長にも再答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

確かにおっしゃるとおりで、その管理の問題ではないと、ハードの問題だということでございますけれども、それについては先ほども十分承知しております。ただ手をこまねているわけではございませんので、一応担当としても土木事務所に、先週も実は担当には申し上げてございます。もっと緊張感を持つべ

きだということですので、今後は一括交付金という言葉を使っていいのかどうかはわかりませんが、そういうものも要請の中で加えながら、やっていけると考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではお答えしたいと思います。

まずむらづくり応援基金の寄附の際には、寄附金の使途について御希望を伺いながら寄附をいただくという形になっていますけれども、お礼に関しては文書でお礼という形でございますけれども、実際、この使途目的に沿って使用したということについても本人にもお知らせすると同時に、また村のホームページ等においても、これを公表していくということも含めて検討していきたいと考えています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

うるおいと安らぎのむらづくり応援基金の活用方法でございますが、4カ年間でこれだけが入ったわけでありまして。そういう意味では、去年、平成23年、24年となりますと、観光協会の設立と教育関係の派遣を含めて、これはものすごく基金の活用が行われると。そういう計画を持っておりますので、今のままいくと基金が足りなくなるという状況が平成25年度あたりから起こると考えておりますので、この基金につきましては、これからは皆さんと一緒に、あらゆる手だてを使ってふやしていきたいと考えております。そういう意味では、御指摘のように、これは早目に使うべきということもありますけれども、ある意味では、使う時期は今だと考えております。そういうことで、御理解をいただきたいと考えています。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 先ほどの村長の答弁を聞いて、平成24年度の最後の補正のときにはぜひゼロを期待しています。それから経済課長、ぜひスピード感を持ってですね、もう間に合わなくなると思いますので、そのハードの部門です。最近はハードはあまり控えめと言われているんですが、ここに関しては絶対ハードが不足ですので、それについては絶対スピード感を持って実行していただきたいということを要望して質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時10分)

次、歳出2款総務費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出について1点だけ質疑を行います。

43ページです。3款民生費、1項1目社会福祉総務費の報酬の件です。1節報酬、民生委員推薦会の4万円の減になっていますが、説明を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの御質疑にお答えします。

3款1項1目社会福祉総務費、1節報酬、民生委員推薦委員会の4万円の減額についてですが、この件につきまして、民生委員の地区の推薦等、推薦委員会の会議が持てなかったということが主な原因です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 推薦委員会が持てなかったということで、4万円減ということですが、現状は19字の民生委員は欠員があるかどうか、もしその内容があれば、その内容の説明を求めたいと思いますが。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時12分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 推薦しなければならない欠員があるかどうかということですが、欠員はあると担当のほうからも聞いております。その辺に詳しい、どこが何名というのはちょっと数字を今持っていませんけれども、休憩をもって確認する必要があるれば今すぐ取り寄せしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時13分)

ほかに質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 47ページ、3款2項2目の児童措置費1,526万7,000円減についてということです。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 47ページ、3款2項2目児童措置費の20節扶助費の減額についての御質疑ですが、この件についてお答えいたします。

その件につきましては、平成23年10月以降に子ども手当に関する法律の改正がございまして、当初予算で従来の1万3,000円、一律の計上でございましたけれども、平成23年10月支給分からちょっと支給の額の変更がございました。その件に伴う減額です。まずゼロ歳から3歳未満については、一律1万5,000円、3歳、小学校修了前第1子から第2子までは1万円、3子について1万5,000円、中学生につきましては、一律1万円に伴う、減額等々に伴う人数等の変更に伴う1,500万円ほどの減になっていることが要因でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 38ページの2目の12節役務費の18万円の減の説明と、それと42ページ、2目の財源の内訳で国庫支出金から一般財源に予算が支出先が変わっているんです。その説明と44ページ、2目の委託料、老人に関するサービスのほうが大分減になっているんですが、その詳細の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの質疑にお答えします。

38ページ、賦課徴収費、役務費の18万円の減額なんですけれども、四税催告状の送付ということで、徴収の方法といたしましては、最初にまず四税の納付書を送ります。それで納付がなかった場合にひと月後に督促状を送ります。その督促状で結構入ってきたということで、この四税のその督促状でも入らなければ、さらに催告状も送るんですけれども、催告状を送る枚数が減ったということで、これは18万円の減となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは座間味邦昭議員の質疑にお答えいたします。

歳出2款2項2目統計調査委託業務費の補正額の財源内訳でございますけれども、国庫支出金14万3,000円減に対し、一般財源14万3,000円が増となっております。その内容としましては、歳入、29ページの統計調査費委託金、16款3項1目総務費県委託金、3節統計調査費委託金14万3,000円の減によるものでございます。失礼しました。減によるもので、この県支出金の減により、その相当分が一般財源の増になったということでございます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 それでは44ページ、3款1項2目13節委託料に関する御質疑にお答えします。

まず上のほうから在宅老人移送サービス事業30万円の減につきましては、おおむね65歳以上の老衰であるとか、心身の障害及び疾病等の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な方々に対してワゴン車によって居宅等、在宅福祉サービスを提供する場所への生きがいデイサービスへの通所の用に関して、社協に委託している事業の利用者の減による30万円の減でございます。次に食の自立支援事業100万円の減につきましては、当初2,392食を予定していた事業です。12月の実績で446食、年度見込み670食に、ちょっと減数を落として約100万円ほどの減になっています。利用者の辞退とか、そういったことがありまして100万円ほどの減になっています。これについても委託先は社協でございます。次に日常生活機能訓練事業の95万円の減につきましては、その事業につきましては、心身の機能が低下しているものであって、継続的に機能訓練の必要なものに対して心身の機能維持、増進を図るための軽易な訓練を行い、日常生活の充実を助走するような事業です。当初100回の予定でしたけれども、実績では52回に落ちまして、訪問などによって利用の促進をかけましたけれども、実績は下回ったということでの減であります。次の生きがい活動支援通所事業につきましては、10万円の増額、利用者の人気がありましてふえたということになっております。最後の特定高齢者把握事業の33万円の減につきましては、住民検診等、それから病院での特定高齢者の把握に関して、当初の見込みより受診の人数が落ちたということでの減でございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 38ページの2目の12節の件なんですけれども、歳入の際には滞納者がふえたということでしたけれども、今の説明で減になったのは督促状の送付が減ったということは、逆な…、滞納者は多いけれども、督促状は減るということであるのか、その辺ちょっと歳入の際の説明と今回の歳出の減に対する説明が反比例するのではないかと、本当は滞納がふえれば督促状もふえるというふうに普通は解釈するんですけれども、滞納がふえて、督促状が減るということに対して、なかなかびんとこない部分がありますので、詳しい説明を求めます。

それと42ページの国県支出金から一般財源に変わったということで、歳入のところで減になったこと、この減の理由の説明がなかったもので、再度説明を求めます。

それと44ページの2目の13節です。今、答弁をもらったんですけれども、すべてが利用減という説明なんですけれども、それは老人が元気になったから利用者がいないんだというものなのか、老人がまだこのサービスを認知していないからなのか、何が要因で利用減になっているのかという説明を再度求めます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えします。

先ほど説明しましたのは、四税の督促状が減ったのではなくて、督促状を出したのはふえています。まず税の徴収のあり方として納付書を送ります。それで納付してもらう。それで1カ月後に納付がなければ督促状を送ります。督促状を送って、さらに納付がない場合、これは定期的ではありませんけれども、年に何回か催告状というのを送っています。この督促状を送ったのはふえているので、そのおかげで催告状の発送は若干減ったということで、この減額になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それでは質疑にお答えします。

国庫支出金14万3,000円が一般財源化した理由でございませけれども、当初、統計調査事務委託金として、学校基本調査7,000円、工業統計調査3,000円、経済センサス活動調査54万9,000円、合計55万9,000円計上してあったわけでございますけれども、県からの委託金の交付決定で14万3,000円の減となったことによるものでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 44ページ、老人福祉費の委託料の関係についての御質疑にお答えします。

利用する方が元気になられたから減額になったのかという御質疑でしたけれども、まだ評価について、元気になった方もいらっしゃるし、総合的な評価については今資料等を持ち合わせてございませけれども、利用者数が減ったというのは事実でありまして、内容的に元気になられたからということも何名かいいらっしゃるのもいらっしゃいます。けれども利用の質ですね、生きがいデイサービスのほうに参加が、高齢者ですので、仲間とか、そういう関係で1日休むと次は行きにくいとか、等々が重なっての老人の在宅移送サービスに関してはそういった関係であろうという分析をしているところです。あと食の自立支援事業につきましては、減額100万円でございますけれども、当初2,392食を予定しまして、予算を計上しております。その中で実績等で大分途中でおことわりがありまして、食の社協への委託で管理栄養士のつくったメニューではないという話も最近耳にしました。その関係で、食の配食を希望する方の個々に合った内容のメニューであったのかというのもちよっと精査する必要があると考えております。そのような途中でおことわりが出てきている次第です。1食あたりは650円、委託の単価は650円でやっているところでございます。個人の負担は300円での提供ということになっておりますけれども、利用者が減ってきているのは否めませぬので、その辺については社協のほうとどのような理由でおことわりがあるのかということをおことわりを精査しまして、次年度、いいメニューの提供ができるように頑張っていきたいと思っております。あと日常生活訓練事業につきましては、週2回の100回を予定しておりましたけれども、実績で52回。約半分程度の実績です。これにつきましては北山病院のリハビリステーション、リハビリセンター和光園の1階のほう、向こうの利用なんですけれども、高齢者で病院に行って、こういった機能訓練というのは何だしという声も耳にしております。そういった環境の場所とか、そういった機能訓練をする場所とか等々について精査し、もっと利用しやすいような環境の中での機能訓練事業を展開していきたいと考えております。あと生きがい活動支援事業については、体育館のほうで同じく北山病院のPTさんとか、社会福祉士さん

とか、チームでやっておられまして、字においては今泊区をモデル事業としましてやっている中では非常に人気が高まって、そこについては増額になっている状況です。ということで、高齢者の場合、ものとか、事業を実施する場所とか、環境とか、いろいろ等々を考えながら今回の事業のものをよく検証して、次年度には不用額が出ないような形で頑張っていきたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 先ほど住民課長のほうから督促状はふえたけれども、催告状が減ったんだと。滞納分が計上出たということは、再督促がふえたからではないのかというのが私の認識、この辺がまだぴんとこないんです。督促状は1回滞納しているから送りますよね。ふえたけれども、催告が減るということは、督促の時点で納税者がいたから催告は減るんですよね。でも滞納はふえているんですよね。全然つじつまが合わないんです。それでもう一回、再度答弁。18万円滞納があるという話でたくさん申し上げて、歳入で言っていたのに、督促状の予算が減るということはどういうことなのかというのがなかなか理解できなくて、督促がふえて、催告が減るということは、滞納者の数が減って、金額が普通減るはずなんです。督促の段階でとまっているなら。でも今の話だとなかなか納得がいかないんで、再度答弁を求めます。

それと先ほど国県の支出金から村の単費での予算になったということで、歳入のところでは経済センサスというのはちょっとどんな調査かわからないんですけども、その歳入が減ったからあれが減になって、村費で埋めているんですよね。ということは、経済センサスという調査をしなくてもいいということではなくて、村がそれは予算を出してしなさいといった、県からの補助の対象が村の予算でしなさいということに移った経過というのを説明いただきたい。

それと今、老人福祉の件に関して、今いろいろ聞くと利用者の減というのが話を聞いている限りでは、健康になったとか、認知されていないという以前に、ニーズに合っていないから利用者がいないような、そして生きがい活動支援事業に関してはすごい人気があるんだと。やはりこの事業を見直さないと、要は老人、お年寄りの方が元気であるためとか、いろんなニーズに合っていないから、実はこの予算というのは、私は前年度のときも認知させてくれということでいって、やったんですけども、それでも減になるような利用者がいないというのは、ある意味、お年寄りのニーズに合っていない事業ではないのかというのが今聞いている限りでは感じたので、その辺、再度本当にお年寄りのニーズに合っているものなのか、これから健康で生きがいのあるこれからの長い、みんな長生きなので、長い老後になる中で、本当にニーズに合った事業なのか、その辺、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑にお答えいたします。

先ほども申しあげましたように、実績として今回18万円の減ということになっております。督促状は当たり前前にその期ごとに送りまして、その数が滞納者の分ふえているということで、催告状に関しましては、今、年何回ということではなく不定期的に出してしまして、それが今回出した実績としては18万円減ということで、あと1回は出せたのではないかと、これは結果論ですけども、実績として、そういう結果になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 山城徳男君 それではお答えいたします。

経済センサスにつきましては、当初54万9,000円の調査費ということで、県のほうに今申請しておりますけれども、その内容としては、報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、そういった経費について積算をして、実施に当たって実施経費について申請をしているけれども、そのうち先ほど申し上げたとおり、合計で14万3,000円の減ということで査定されまして、その分は村の単費で負担をして調査をするという趣旨になっております。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまの44ページ、老人福祉費の委託料についての御質疑にお答えします。

ニーズに合わないから減ったのではないかという御質疑ですけれども、確かに使用の頻度を見ますと、利用率、数的に金額的にいきますと50%ほどと。半々ということですので、ニーズに合っているかどうか疑問なところも正直感じております。日常生活訓練事業、それから食の自立支援事業につきましては、確かに栄養の、弁当のメニューの問題と、食べる方の嗜好の問題等々も関係することも考えられます。それと個人負担ですね、高齢者の低額な年金の中で、1食300円。これを続けるというのは非常に経済的な負担があって、最初はやっているんだけど、だんだん遠慮してきたという傾向もあるように感じます。その点と、あと日常生活機能訓練事業につきましては、病院での事業、特定高齢者把握事業の中で足腰の弱い、筋力トレーニングが必要だという方々を対象に進めている事業ですけれども、北山病院のほうでの事業ですので、委託している事業ですので、その辺等々の懸念もあっての利用者の減かなということも感じられますので、その辺の場所と高齢者が望む同じ効果が上がるのであれば、違ったような運動の中で、より効果の、介護の予防に効果のあるようなメニューを今度検討していきまして、今度また包括支援センター、予防事業を中心に行うセンターですけれども、その中で事業等、メニューを精査して、その中で高齢者がもっと活発に利用できるようなメニューの提供を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 先ほどの6番議員の御質疑に答弁漏れがありましたので、お答えします。

確かに歳入に対して滞納があったということで、それならばどうして催告状が送付が減になったかということの関連性、それに対してお答えします。先ほども何回か言っていますけれども、督促はちゃんと送られていて、催告状を送るのが歳入と照らし合わせてみると滞納があった分、またあと1、2回は催告状を送れたのではないかということも結果論ではありますけれども、今になって思うと送れたのではないかということで、これを減にするのは、もう最終的にはやむを得なかった件ではありますけれども、もっとスピーディーに動いて、催告状をあと1回出せたらよかったかと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの6番 座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書きの規定により特に発言を認めます。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 44ページの老人福祉費の委託料に関してですけれども、やはりお年寄りが本当に老後を楽しく、また生きがいをもって、これからの人生をやるためにやはりもう少しニーズに合ったも

のは何か、お年寄りが喜ばれるサービスは何か、こういった予算を余らすのではなくて、それをまたニーズの合った事業を興して、本当にお年寄りがだんだん孤独にならないように、本当に外に出て、本当に元気になれるような、いろんな事業を展開していただきたいと思いますので、この辺は本当にこういう予算とか、ありきたりの事業で、また村でもいろいろとメニューを考えて、お年寄りへのサービス、本当に納得のいく、本当に少ない年金でも利用料を払ってでも受けたいサービスを本当に探していただきたいと思っていますので、この辺はぜひ今度新年度に向けてもいろいろと色々なサービスのメニューをふやしていったり、お年寄りのニーズを聞いて考えていただくようよろしくお願いいたします。

あと督促状の件なんですけれども、私は18万円を使い切れという話ではないんです。ただ、これとそこに一致しない部分があったので、これは本当はいっぱい余らせたほうがいいんです。ただ、先ほど滞納者が多いという中での減というのは整合性がとれないのではないかと。先ほど催告状の送付するものが減ったというのは、1回送ったのか、2回送ったのか。最初聞くとトータルの方が減ったという話に聞こえたものですから、その辺で減ったというのは2回目を送付するタイミングがいつだったのかというところで、送らなかったから減ったということであるならば、それは理解できますし、先ほど答弁の中で18万円を使い切れなかったことに怒っている、私は言っているわけではなく、なるべくなら督促は送らないほうがいいに決まっているんです。ただ先ほどとの整合性が合わないものですから確認をしたかったという形なので、この辺も含めて、再度もう一回、この辺の対応についてお伺いいたします。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君 ただいまの御質疑ですね、先ほどから言っています督促の発送、そして催告状の発送、催告状の発送のタイミング、そういったのをこれからはちゃんと見きわめて、それぞれいい時期に効率よくできるように発送していきたい。これから検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時44分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出2款から4款までの質疑を終わります。

次に歳出6款農林水産業費から12款公債費までの質疑を行います。質疑ありませんか。7番。

○ 7番 山内 聡君 69ページ、10款2項2目教育振興費の特別支援補助と71ページ、10款4項1目障害児加配。以上です。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

69ページ、10款2項2目の7節賃金の減についてでございますが、特別支援補助、これは当初今婦仁小学校に2名予定しておりましたけれども、学校との調整の中で1名で済んでおります。そのための減となっております。それから71ページ、同じく7節賃金でございますが、これは天底幼稚園に配置を計画しておりましたけれども、配置しなくてもいいということで、排尿、排便も自立可能ということですので、配置していなくて減となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 それぞれ児童が移転した、転校したとか、そういうことですか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 これは転校、転園ではなくて、そのままいるんですけども、幼稚園、そして学校長との調整の中で可能ということで配置しなかったための減額補正となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出60ページ、商工費の1節の委託料29万円の減についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

60ページの7款1項1目13節の委託料の減は、今回事業を実施しまして、事業の精算ということで、29万円の減になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 聞きたいのはですね、大豆を中心とする野菜の生産、加工販売事業の19万円の減についてです。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

御質疑のありました大豆を中心とする野菜の生産、加工販売事業の19万円の減についてでありますけれども、当初予算で上げられていました金額の精算をして19万円の減で事業ができるということで、減にしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時50分)

8番。

○ 8番 與那嶺好和君 緊急雇用対策事業でこれだけの予算をもらって、また減ということは使い切れなかったという話なんですけれども、これは最初の計画とはまた、事業費もあるところ、きのうの現場踏査では3回失敗して、4回目にやっと150キログラムとれたと話していたんです。これは本当は全部補助を使い切れると思うんですけども、4回やって、3回失敗して、1回あれした。緊急雇用だから本当は全部使い切れなければまずい予算ではないですか、本当から言えば。そして最初の計画どおり、なっていないという感じがするわけです。きのうの感じでは、毎年、毎年整備していく間にあつという間に14年、15年は過ぎると思います。だから減にするぐらいだったら次からは補助を上げないほうがいいのではないですか。できないということですから。これの答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

この事業は大豆をつくるのが主たる目的ではございません。雇用が目的ですので、雇用が達成されるかどうかが一番焦点になる事業でございます。雇用に対しては、きちんと雇用されているということで、県

の雇用労政課も現場も確認してやっておりますので、この19万円分が減になったというのは、結局、事業全体がありますので、その中で精査して、それだけ分、減でも事業は達成されているということでの減額でございます。必ずしも事業が達成されていないというわけではございませんので、その辺はよろしくお願いたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。6番。

○ 6番 座間味邦昭君 60ページの今の8番議員と再度かぶってしまうんですけども、今、課長のほうから雇用を重視とした事業であるという中で、今の話を聞いている限り、大豆がうまくいっていない中で、その後の継続雇用が成り立つのかというのが疑問に感じる部分があるんです。その辺、今はこの事業の今後の雇用体制が補助事業が終わった後に、継続されて十分な雇用が対応できるのか、3回目にやっとなってきたという中では、また150キロという大豆の収穫量では、なかなかこれだけの雇用を賄うことは厳しいのではないかとこの中で、この事業の評価というのも今回ありますので、その辺を経済課長のほうから答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 御質疑にお答えします。

事業自体は大豆を中心とする野菜の生産、加工ですので、大豆ができるできないという議論はちょっと筋が違うのではないかと。それを通して、雇用が生まれると。雇用の継続については、確かにおっしゃるとおり、継続しなくてはいけない事業ですので、その辺は事業主体である県もフォローをしていかなくてはいけないし、その辺は村としても確認はすべきだと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 それは村内の方だと思いますので、継続。先ほどフォローをしていくというのはどういうフォローなのか。補助金をまだ出し続けるというフォローなのか。村として、どういうフォローをするつもりなのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

少し説明が足りなかったと思いますけれども、この事業は雇用を継続しなさいというのが目的ですので、今私がいうフォローというのは、継続されていることを確認するということですので、必ずしも事業の支援という先走った話ではなくて、この事業の成果をですね、事業の成果は何ぞやというと、雇用が続くということですので、それを確認するということです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味邦昭君 ぜひとも村民の方が…、やはりこっちには働く場がない。仕事がない中で、この雇用の場というのは大切でありますし、これは事業が終わってから何年間は継続しないといけないのかという問題なのか、それともやはり終われば後は民間の自助努力による継続の雇用なのか、これを確認して私の質疑を終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

この事業の要項要領を記憶している範囲でのお答えになろうかと思いますが、継続についてはうたっております。何年間継続しなさいということは年数はうたってございませんけれども、それによって雇用が生まれるということですので、その辺は雇用者も使用者も十分理解していると考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時58分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時10分)

ほかに質疑ありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出6款について質疑を行います。

58ページです。6款農林水産業費、1目林業総務費の中の補正額が2万3,000円となっているんですが、その美化作業、節の中に今帰仁村内美化事業が修繕費、それから使用料及び賃借料、次の62ページ、道路維持費の中にも美化作業があります。賃金の美化作業、それから需用費の美化燃料代、それから工事請負費、原材料費の美化作業、使用料及び賃借料の美化作業、この各美化作業についての説明を求めます。

それから67ページ、10款教育費の2目事務局費の旅費の外国人講師帰国費用の20万円の減と次のページ、19節の負担金、補助及び交付金の外国人教師渡航負担金11万1,000円、両方の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

58ページに計上されております今帰仁村内美化事業、これについては補正で上げましたけれども、緊急雇用対策の事業の一環で、現在4人の作業員を採用して、主に経済課では農道の草刈り、林道、また保安林等を草刈り作業を主にしております。今回は事業費と使用料の組み替えを今回計上しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

62ページ、8款2項2目の中の7節賃金です。村内美化事業の賃金職員の7万円を計上しています。この7万円については、今現在、雇用している作業員がいるんですが、4名の3日分を追加で計上しています。それから11節の需用費の燃料代については、タイヤシャボとか、ユンボとか、2トンダンプの重機類の燃料代を計上しています。それから14節使用料及び賃借料の村内美化事業の重機使用料のほうです。25万円の計上については、タイヤシャボとか、ユンボとか、これも2トンダンプの重機の使用料を計上しています。それから16節原材料、これも村内美化事業の25万円の減については、使用料のほうに組み替えという形で、今、減になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

67ページ、10款1項2目9節旅費の外国人講師帰国費用でございますが、この外国人講師ALTは単年度契約となっております。現在のALTは7月で4年目を満了しますけれども、1年契約ですので、毎年計上しております。そして帰らなかった関係で3月で減額となっております。

それから68ページも同じように帰る場合の、これは負担金ということで計上しておりましたが、同じよ

うに平成23年度も今帰仁村でALT活動をした関係で、今回補正減となっております。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時15分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時15分)

11番。

- 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

先ほどの教育委員費については、納得いたしております。60ページと62ページの件ですが、すみません、58ページです。美化作業について一応一通り説明を受けましたが、この緊急雇用対策事業が2年度終わりだと聞いております。答弁でそのことは言っていなかったんですが、休憩で聞きましたところ、両方とも今年で終わりだと確認しました。この雇用作業については、各字内の清掃、あるいは林道の清掃、それから失業といいますか、緊急雇用の面で一挙両得といいますか、両方についてプラスの事業があったんです。これが今年の3月で終わりだと聞いていますが、再度、来年度はこれについては上程できないのか、今回のほうで一応組み替え、あるいは補正で3月いっぱい分だとは理解しておりますが、新年度には事業ができないのか、この1点について、答弁できる課、部署でよろしいですので、答弁を求めます。

- 議長 久田浩也君 経済課長。
- 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの御質疑にお答えします。

新年度でこの緊急雇用の補助事業としてできないかということですが、今回で一応終わらして、新年度は今のところ東日本震災関連で失業した方の補助事業が組まれております。ただ、それは限定されているものですから、今回は見合わせておりますけれども、今後、県の雇用労政課とも調整して、新しくメニューが変わって出てくれば応募する予定で、一応申し込みはしております。新年度では計上はできませんでした。以上です。

- 議長 久田浩也君 11番。
- 11番 東恩納寛政君 今答弁で、東日本となるとちょっと限定ですね。今帰仁村民にはあまり該当しないのではないかとということで、実質、今年度で打ち切りになるのかと思っておりますが、新しく一括交付金も創設されておりますので、その方面での復活を望みたいところですが、村長いかがでしょうか。

- 議長 久田浩也君 村長。
- 村長 與那嶺幸人君 ただいまの御質疑にお答えをしたいと思います。

先ほど経済課長からも答弁がありました。平成23年度でこの事業については終わりという中で、新たなメニューについても今、県には要請はしております。その中で、今一括交付金の件でございますが、これにつきましては、要項等を見ながら、これは非常に必要な事業だと思っております。雇用の面、そして環境美化の件ではすばらしい事業だと思っておりますので、この事業を継続して導入できるように最大努力をしていきたいと考えております。

- 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 これで6款から12款までの質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 平成23年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。
お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 平成23年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第26号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第26号

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46,360千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,815,246千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|------------|-----------|---------|-----------|
| 1 国民健康保険税 | | 492,368 | △33,886 | 458,482 |
| | 1 国民健康保険税 | 492,368 | △33,886 | 458,482 |
| 4 国庫支出金 | | 637,605 | 21,860 | 659,465 |
| | 1 国庫負担金 | 377,588 | △30,266 | 347,322 |
| | 2 国庫補助金 | 260,017 | 52,126 | 312,143 |
| 5 療養給付費交付金 | | 32,560 | 25,483 | 58,043 |
| | 1 療養給付費交付金 | 32,560 | 25,483 | 58,043 |
| 6 前期高齢者交付金 | | 146,662 | △673 | 145,989 |
| | 1 前期高齢者交付金 | 146,662 | △673 | 145,989 |
| 7 県支出金 | | 94,711 | △10,148 | 84,563 |
| | 1 県負担金 | 14,700 | △2,249 | 12,451 |
| | 2 県補助金 | 80,011 | △7,899 | 72,112 |
| 9 共同事業交付金 | | 315,641 | △58,470 | 257,171 |
| | 1 共同事業交付金 | 315,641 | △58,470 | 257,171 |
| 12 繰入金 | | 141,594 | 9,474 | 151,068 |
| | 1 他会計繰入金 | 141,593 | 9,474 | 151,067 |
| 歳入合計 | | 1,861,606 | △46,360 | 1,815,246 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|---------|--------|---------|
| 1 総務費 | | 49,710 | △1,647 | 48,063 |
| | 1 総務管理費 | 36,910 | △428 | 36,482 |
| | 2 徴税費 | 12,699 | △1,202 | 11,497 |
| | 3 運営協議会費 | 100 | △17 | 83 |
| 2 保険給付費 | | 995,327 | 340 | 995,667 |
| | 1 療養諸費 | 844,887 | 0 | 844,887 |
| | 2 高額療養費 | 134,310 | 0 | 134,310 |
| | 4 助産諸費 | 15,128 | 840 | 15,968 |
| | 5 葬祭諸費 | 1,000 | △500 | 500 |
| 3 後期高齢者支援金等 | | 194,626 | △1 | 194,625 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 194,626 | △1 | 194,625 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|--------------|-----------|---------|-----------|
| 5 老人保健拠出金 | | 1,328 | △1,316 | 12 |
| | 1 老人保健拠出金 | 1,328 | △1,316 | 12 |
| 6 介護納付金 | | 98,818 | △166 | 98,652 |
| | 1 介護納付金 | 98,818 | △166 | 98,652 |
| 7 共同事業拠出金 | | 303,831 | △39,988 | 263,843 |
| | 1 共同事業拠出金 | 303,831 | △39,988 | 263,843 |
| 8 保健施設費 | | 23,566 | △3,942 | 19,624 |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 11,373 | △2,830 | 8,543 |
| | 2 保健施設費 | 12,193 | △1,112 | 11,081 |
| 10 公債費 | | 1,000 | 360 | 1,360 |
| | 1 公債費 | 1,000 | 360 | 1,360 |
| 歳出合計 | | 1,861,606 | △46,360 | 1,815,246 |

5 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税の減の3,388万6,000円は、1 節の減でございます。

次の6 ページをお願いします。2 目療養給付費等負担金の減の2,824万7,000円は、1 節の減でございます。3 目高額療費共同事業負担金の281万9,000円の減は、1 節の減でございます。4 目特定健康診査等負担金80万円の増は、1 節の80万円の増でございます。

次の7 ページをお願いします。4 款 2 項 1 目財政調整交付金の5,209万6,000円の増は、特別調整交付金の7,391万2,000円の増が主でございます。次の4 目の出産育児一時金補助金の3万円の増は、出産育児一時金の増でございます。

次の8 ページをお願いします。5 款 1 項 1 目療養給付費交付金の2,548万3,000円の増については、現年度分の2,548万3,000円の1 節分の増でございます。

次の9 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金の67万3,000円の減は、現年度分の減でございます。

次、10 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の224万9,000円の減の主な要因は、1 節の281万9,000円の減が主な要因であります。

次の11 ページをお願いします。7 款 2 項 2 目財政調整交付金の789万9,000円の減は、県の特別財政調整交付金の、失礼しました。上の県財政調整交付金の983万9,000円の減、これが主な要因であります。

次の12 ページをお願いします。9 款 1 項 1 目高額療養費共同事業交付金の減の1,993万8,000円の要因は、1 節の減でございます。その次の2 目保険財政共同安定化事業交付金の3,853万2,000円の減は、1 節の減でございます。

続きまして、13 ページをお願いします。12 款 1 項 1 目他会計繰入金の947万4,000円の増の主な要因は、6 節のその他一般会計繰入金1,000万円、この増が主な要因であります。

次、14ページをお願いします。歳出です。1款1項1目一般管理費、補正の50万8,000円の減の主な要因は、13節の委託料48万1,000円、これが減の主な要因であります。2目の連合会負担金の8万円の増は、19節負担金、補助及び交付金の増でございます。

続きまして、次、15ページをお願いします。1款2項1目賦課徴収費の120万2,000円の減の主な要因は、1節報酬の27万8,000円と7節の賃金、そして12節役務費、これが主な要因であります。

次、16ページをお願いします。1款3項1目運営協議会費の減の1万7,000円は、11節需用費の減でございます。

次、17ページをお願いします。2款1項1目、2目、3目とも補正はゼロで、財源内訳の組み替えでございます。

次の18ページについても財源の内訳の組み替えでございます。

次、19ページをお願いします。2款4項2目出産育児一時金の84万円の増は、19節負担金、補助及び交付金の増でございます。

続きまして、20ページの2款5項1目葬祭費の50万円の減は、19節負担金、補助及び交付金の減でございます。

次、21ページをお願いします。3款1項1目後期高齢者支援金、費目存置でございますが、これについても財源内訳の組み替えでございます。続きまして、2目の後期高齢者関係等事務費拠出金、減の2,000円、これは19節負担金、補助及び交付金の減でございます。

続きまして、22ページの5款1項1目老人保健医療費拠出金130万円の減は、19節負担金、補助及び交付金の減でございます。続きまして、2目老人保健事務費拠出金、減の1万6,000円、これも19節負担金、補助及び交付金の減でございます。

次、23ページをお願いします。6款1項1目介護納付金、補正額の16万6,000円の減、これも19節負担金、補助及び交付金の減でございます。

続きまして、24ページをお願いします。7款1項1目高額医療費拠出金、減の1,127万7,000円、これについても19節負担金、補助及び交付金の減でございます。2目の保険財政共同安定化事業拠出金の2,871万1,000円の減、これについても19節負担金、補助及び交付金の減でございます。

次、25ページをお願いします。8款1項1目特定健康診査等事業費の283万円の減の主な要因は、1節報酬と13節委託料の減が主な要因であります。

続きまして、26ページの8款2項1目疾病予防費の111万2,000円の減の主な要因は、8節の報償費の15万円と11節需用費の49万4,000円の減と13節委託料、そして14節使用料及び賃借料でございます。

続きまして、27ページをお願いします。10款1項1目利子の36万円は、23節償還金、利子及び割引料の増でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第27号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第5回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第27号

平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第5回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ894,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|------|---------|-------|---------|
| 5 諸収入 | | 501 | 1,641 | 2,142 |
| | 2 雑入 | 500 | 1,641 | 2,141 |
| 歳入合計 | | 892,723 | 1,641 | 894,364 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 1 総務費 | | 40,487 | △1,320 | 39,167 |
| | 1 総務管理費 | 40,487 | △1,320 | 39,167 |
| 2 事業費 | | 787,126 | 3,261 | 790,387 |
| | 1 簡易水道費 | 784,226 | 3,261 | 790,487 |
| 3 公債費 | | 64,107 | △300 | 63,807 |
| | 1 公債費 | 64,107 | △300 | 63,807 |
| 歳出合計 | | 892,723 | 1,641 | 894,364 |

次、5ページをお願いします。5款2項1目雑入の164万1,000円は、1節雑入の増でございます。

次の6ページをお願いします。歳出、1款1項1目132万円の減は、3節職員手当等の減でございます。

次、7ページをお願いします。2款1項1目簡易水道費の326万1,000円の増の主な要因は、11節需用費、そして16節の原材料費、これが増の主な要因であります。

続きまして、8ページの3款1項2目利子の30万円の減、23節の償還金、利子及び割引料の減でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 5ページ、歳入のほうの5款諸収入、2項雑入、1目1節の雑入164万1,000円とあるんですけども、その内容を説明求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑についてお答えいたします。

5款2項1目1節雑入の164万1,000円の内容ですが、この雑入については給水工事の検査手数料と、あと回線手数料、それから督促手数料を計上しています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど3つほどの項目で雑入があったという話だったんですけども、最後の督促で本来、収入として入るという意味か。督促として計上していたんですけども、使わなかったという話であればわかるんですけども、どういう意味での督促の手数料、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

督促手数料のほうですが、最初、水道使用料について納付書を送付して、それについて滞納があった場合に督促料を送って、そのときに100円の手数料が入ってくる形になるので、雑入に計上しています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 先ほど説明の中で、3項目の収入があったんですけども、その内訳、金額ありましたら説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

その手数料の件数の件ですが、給水工事の検査手数料は1件につき1,800円の手数料をとることになっています。それから回線手数料については3,000円の手数料になります。件数については、今こちらに手持ちの資料がないものですから、その項目の手数料について計上しているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後3時41分)

ほかに質疑ありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 歳出7ページ、11節委託料、修理費、または水道施設費のところですね。気をつけてほしいところがあるんです。きょうも水道課に私はビニール袋に入れて砂が大分入っているんです。水道の蛇口から。工事しているところからのあれですね。これは水道工事をするときはパイプの中とか、いろいろなのをやらないと、きょうなんかは本当に、これは人間が飲むんです。胆石に確実かかるんです。工事について250万円の件について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

2款1項1目11節需用費の修繕費の件ですが、漏水管の修理費です。これは村内の漏水した管の補修という形になります。及び水道管移設については、国道とか、県道の工事区間の配管の移設費用として計上しています。これが250万円の予算の計上になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 それに伴って、先ほどの話ですが、砂がですね、配管をするとき気配りをもうちょっとしないと、シャワーとか、あれの中に砂が詰まってですね、きょうも私は見本を持ってきています、山内さんに。こういうことがありますから、ただ予算を計上してさせようというだけではなくて、やるときはびしゃっと接続をするときは砂がついているか、ついていないか、このぐらいまで気をつけないと大変なことになると思います。もう1週間に1ぺんぐらい私は調べているんです、ずっと。今は仲宗根をやっていますね。山内さんに見せて、持ってきていますから、見て対策も考えて工事しないと。ただ工事をやればいいではなくて、このぐらい気をつけないと、今帰仁は胆石の人間だけいるんだと言われますので。それぐらい気をつけてやらないと、飲み水ですからね。この工事に伴って、こういう細かいところまで気をつけさせながら、指導をしていただきたい。今後やってくれるか答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの御質疑についてお答えいたします。

漏水箇所の修理については、業者のほうに漏水の工事をやってもらっていますので、十分、職員のほうからも、こういった飲み水ですので、そういった配慮を十分やっていけるように、また指導していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第5回補正予算について」を採決します。お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 平成23年度今帰仁村水道事業特別会計第5回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第28号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第28号

平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年3月16日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年3月16日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|--------------|--------|--------|--------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 40,753 | △153 | 40,600 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 40,753 | △153 | 40,600 |
| 4 繰入金 | | 42,006 | △2,184 | 39,822 |
| | 1 一般会計繰入金 | 42,006 | △2,184 | 39,822 |
| 歳入合計 | | 83,394 | △2,337 | 81,057 |

歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|------------------|--------|--------|--------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 82,713 | △2,337 | 80,376 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 82,713 | △2,337 | 80,376 |
| 歳出合計 | | 83,394 | △2,337 | 81,057 |

次、5ページをお願いします。1款1項1目特別徴収保険料、減の332万2,000円は1節の減でございます。2目普通徴収保険料316万9,000円の増は、現年度分の増でございます。

次、6ページをお願いします。4款1項2目の保険基盤安定繰入金の218万4,000円は、2節の減でございます。

次の7ページをお願いします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の233万7,000円の減は、19節負担金、補助及び交付金の減でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第28号 平成23年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 久田浩也君 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(散会時刻 午後3時50分)